

大分県水防計画 資料編

令和5年度版

大 分 県

大分県水防計画【資料編】目次

資料1 :	大分県水防協議会役員名簿	-----	1
資料2 :	大分県出水警報連絡実施要領	-----	2～8
資料3 :	水防警報を行う指定河川海岸の基準	-----	9
資料4 :	県水防警報連絡系統図及び水防警報の様式	-----	10～22
資料5 :	国管理河川洪水予報関係	-----	23～51
資料5-2 :	県管理河川洪水予報関係	-----	52～55
資料6 :	直轄河川協定事項	-----	56
資料7 :	水位情報周知河川	-----	57～68
資料8 :	ダムの操作及び箇所表	-----	69
資料9 :	公用負担権限証明書	-----	70
資料10 :	水防実施の報告書	-----	71～72
資料11 :	警報・注意報・記録的短時間大雨情報 発表基準	-----	73～76
資料12 :	大分県水防信号区分表	-----	77
資料13 :	雨量観測所一覧表 (気象庁及び国管理河川)	-----	78～80
資料14 :	水防警報等を行う指定河川海岸区域表等 (各土木事務所毎・指定河川海岸区域・重要水防区域・水防区域 重要浸水区域・流木水防区域・水位観測所・危機管理型水位計 雨量観測所・水防用備蓄資材箇所及び数量表)	-----	81～131
資料15 :	国管理区間 重要水防区域 (大分川水系・山国川水系・大野川水系・筑後川水系・番匠川水系)	-----	132～163
資料16 :	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置	-----	164～165

資料1

令和5年度大分県水防協議会役員名簿

役員	役職名	氏名
会長	大分県知事	佐藤 樹一郎
委員	大分県土木建築部長 大分県警察本部長 大分県消防協会会長 大分地方気象台長 九州旅客鉄道株式会社執行役員大分支社長 大分県市長会会長 大分県町村会会長 報道関係水防連絡会会長 NHK大分放送局長 大分海上保安部長 西日本電信電話株式会社大分支店長 国土交通省大分河川国道事務所長 陸上自衛隊第41普通科連隊長 大分県女性防火・防災クラブ連合会会長 大分県看護協会会長 大分県地域婦人団体連合会会長	三村 一 種田 英明 三浦 勉 後藤 貴士 吉野 敏成 中野 五郎 本田 博文 浦川 潤 立道 英樹 三笥 博幸 河崎 拓実 小林 直基 瀧川 智代美 大戸 朋子 水谷 トシエ
幹事	大分県土木建築部審議監 大分県土木建築部審議監 大分県警察本部警備部警備運用課長 大分地方気象台防災管理官 国土交通省筑後川河川事務所総括地域防災調整官 国土交通省佐伯河川国道事務所地域防災調整官 国土交通省山国川河川事務所流域治水課長 大分県生活環境部防災対策企画課長 大分県土木建築部土木建築企画課長 大分県土木建築部河川課長 大分県土木建築部砂防課長	石掛 忠男 五ノ谷 精一 荒巻 浩三 小淵 孝志 熊井 教寿 佐藤 博志 添田 昌史 後藤 恒爾 中川 道子 石和 徹也 森崎 貴嗣
書記	大分県土木建築部河川課防災班主幹(総括)	是永 直樹

報道関係水防連絡会名簿

・報道関係水防連絡会は下記によって構成され、水防協議会には代表として会長が出席するものとする。

役員	組織名
会長	NHK大分放送局
委員	(株)大分放送
〃	(株)テレビ大分
〃	大分朝日放送(株)
〃	(株)エフエム大分
〃	大分県土木建築部河川課
幹事	大分県土木建築部河川課
書記	大分県土木建築部河川課

資料2

大分県出水警報連絡実施要領

(目的)

第1条 この要領は増水のおそれがある場合及び増水期において気象、水位、流量、並びに河川の状況を関係官公庁及び一般に迅速適確に通報し、適切なる水防措置を講じ、もって災害を最小限に喰止めることを目的とする。

(名称)

第2条 この要領において県とは大分県土木建築部を、国管理事務所とは各国土交通省事務所を、地方気象台とは大分地方気象台を、観測所とは雨量水位及び流量の各観測所をいう。

(気象予報)

第3条 気象庁または地方気象台は気象、高潮及び洪水、津波に関する通報を県及び関係官公庁に行うものとする。

(水防法第10条)

第4条 県は気象庁または地方気象台からうけた通報を直ちに関係水防管理者に通報すると共に状況に応じて水防態勢に関する指示を行うものとする。

(観測及び報告)

第5条 土木事務所は、観測所の数値に欠測、または異常値がある場合は速やかに観測設備の復旧を図ること。回復不能な場合は、水位観測所については、目視により観測を行ない、関係水防管理者に通報するとともに、県に報告するものとする。

(出水予測)

第6条 土木事務所は水位、雨量の観測に基づき増水予測を関係水防管理者に通報するとともに県に報告するものとする。

第7条 県は土木事務所及び地方気象台からの通報に基づき増水予測を発表し、関係官公庁諸団体及び関係水防管理者、並びに報道機関を通じて一般に通知する。

(準備)

第8条 観測所を有する各庁各団体は毎年増水期前に所管観測所を巡回し、観測設備の検査並びに用器具の整備をはかるものとする。

(防災行政無線)、

第9条 防災行政無線電話装置の設置場所及び連絡系統は下表のとおりとする。

(1)設置場所

防災行政無線設置場所

固 定 局

設 置 場 所	設 置 場 所
大 分 県	宇 佐 土 木 事 務 所
豊 後 高 田 土 木 事 務 所	芹 川 ダ ム
国 東 土 木 事 務 所	北 川 ダ ム
別 府 土 木 事 務 所	安 岐 ダ ム
大 分 土 木 事 務 所	黒 沢 ダ ム
臼 杵 土 木 事 務 所	青 江 ダ ム
佐 伯 土 木 事 務 所	床 木 ダ ム
豊 後 大 野 土 木 事 務 所	行 入 ダ ム
竹 田 十 木 事 務 所	野 津 ダ ム
玖 珠 十 木 事 務 所	稲 葉 ダ ム
日 田 土 木 事 務 所	玉 来 ダ ム
中 津 土 木 事 務 所	

無 線 電 話 使 用 方 法

① 県庁から県地方機関へかける場合

庁内電話使用：75-局番-番号

防災電話使用：局番-番号

② 県地方機関から

1) 県庁にかける場合

庁内電話～庁内電話

臼杵土木：発信釦-50-4-番号

その他土木：7-50-4-番号

庁内電話～防災電話

臼杵土木：発信釦-50-番号

その他土木：7-50-番号

防災電話～庁内電話

全ての土木：50-4-番号

防災電話～防災電話

全ての土木：50-番号

2) 他の地方機関へかける場合

庁内電話～庁内電話

白杵土木 : 発信卸一局番一番号

その他土木 : 7一局番一番号

庁内電話～防災電話

白杵土木 : 発信卸一局番一番号

その他土木 : 7一局番一番号

防災電話～庁内電話

全ての土木 : 局番一番号

防災電話～防災電話

全ての土木 : 局番一番号

※ 局番・内線番号は、「大分県庁電話番号簿」を参照

第10条 各局の担当区分は下表のとおりとする。

局名	担当区分
防災大分 1～4. 7. 8. 10～20. 41. 42. 61. 63. 64 23～29. 31～40	本部用務 企業局用務
防災高田 1. 2. 3. 4	桂川 高田海岸 その他の河川、海岸
防災国東 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7	田深川 安岐川 来浦川 清流川 その他の河川及び海岸
防災別府 1. 2. 3. 4. 5. 6	別府海岸 杵築海岸 高山川 八坂川 その他の河川
防災大分土木 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 51	大分川 大野川 その他の河川
防災臼杵 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7	臼杵川 末広川 その他の河川
防災佐伯 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7	番匠川 堅田川 その他の河川
防災三重 1. 2. 3. 4. 5	大野川 三重川 その他の河川
防災竹田 1. 2. 3. 4. 5. 6	稲葉川 玉来川 その他の河川
防災玖珠 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7	玖珠川 その他の河川
防災日田 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7	三隈川 玖珠川 花月川 その他の河川
防災中津 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8	山国川 中津海岸 その他の河川
防災宇佐 1. 2. 3. 4. 5	駅館川 伊呂波川 寄藻川 その他の河川

(雑 則)

第11条 本要領に定めていない事項及び改正を要する事項については関係者間の協議により決定するものとする。

第12条 この要領は昭和25年12月14日から実施する。

附 記 (観測及び通報要領)

一 雨量観測所

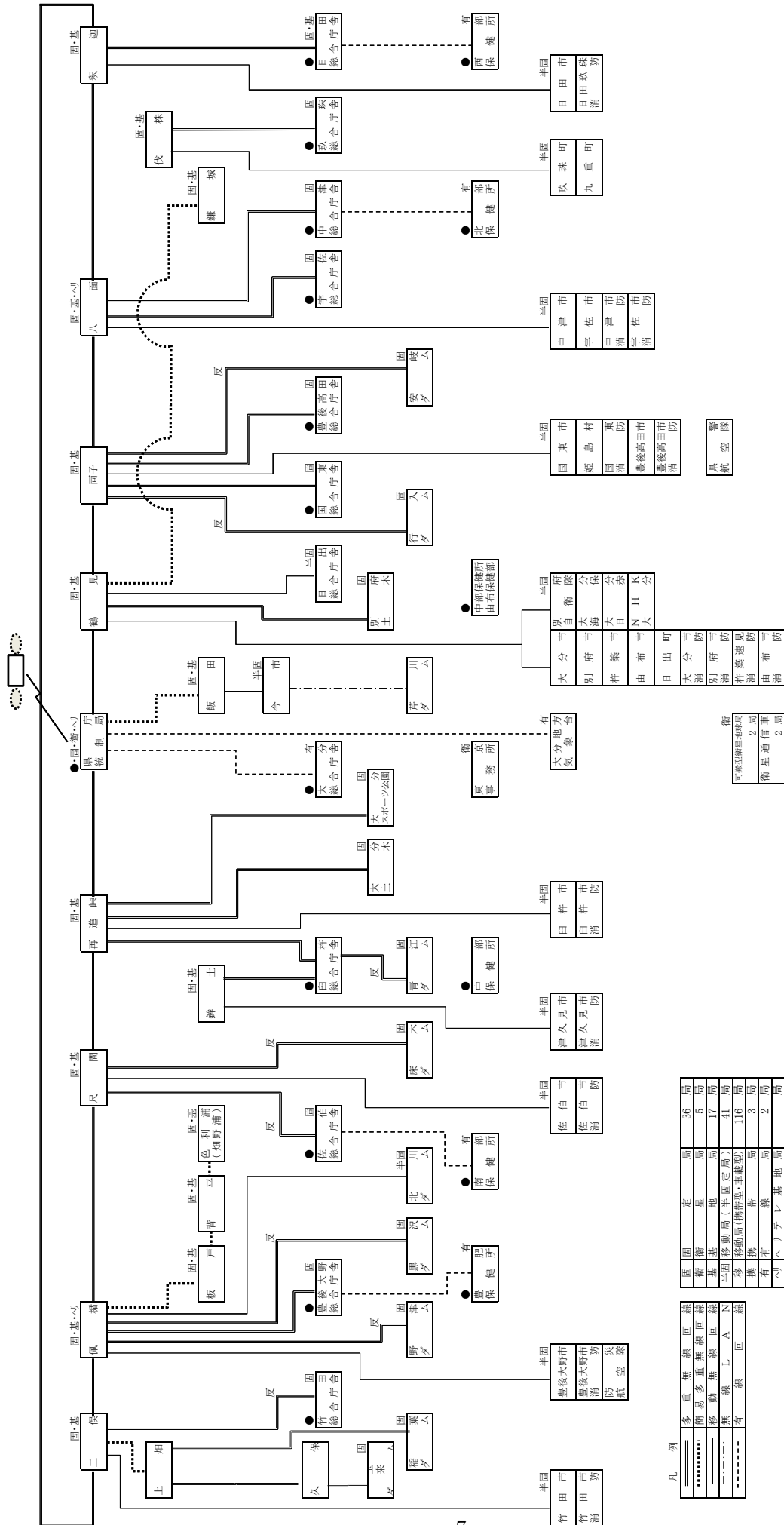
1 観測要領

時間雨量20mm以上の場合、または3時間50mm以上、または日雨量80mm以上の場合には自動的に毎時間観測に入ること。

二 水位観測所

水防団待機水位に達したときから毎時間観測を行い水防団待機水位に復するまでこれを行うこと。はん濫注意水位に達したら30分毎に観測を行い、特に最高水位を予想されるときは水防団待機水位はん濫注意水位の如何にかかわらず10分毎に観測し、最高水位を確実につかめるようにすること。

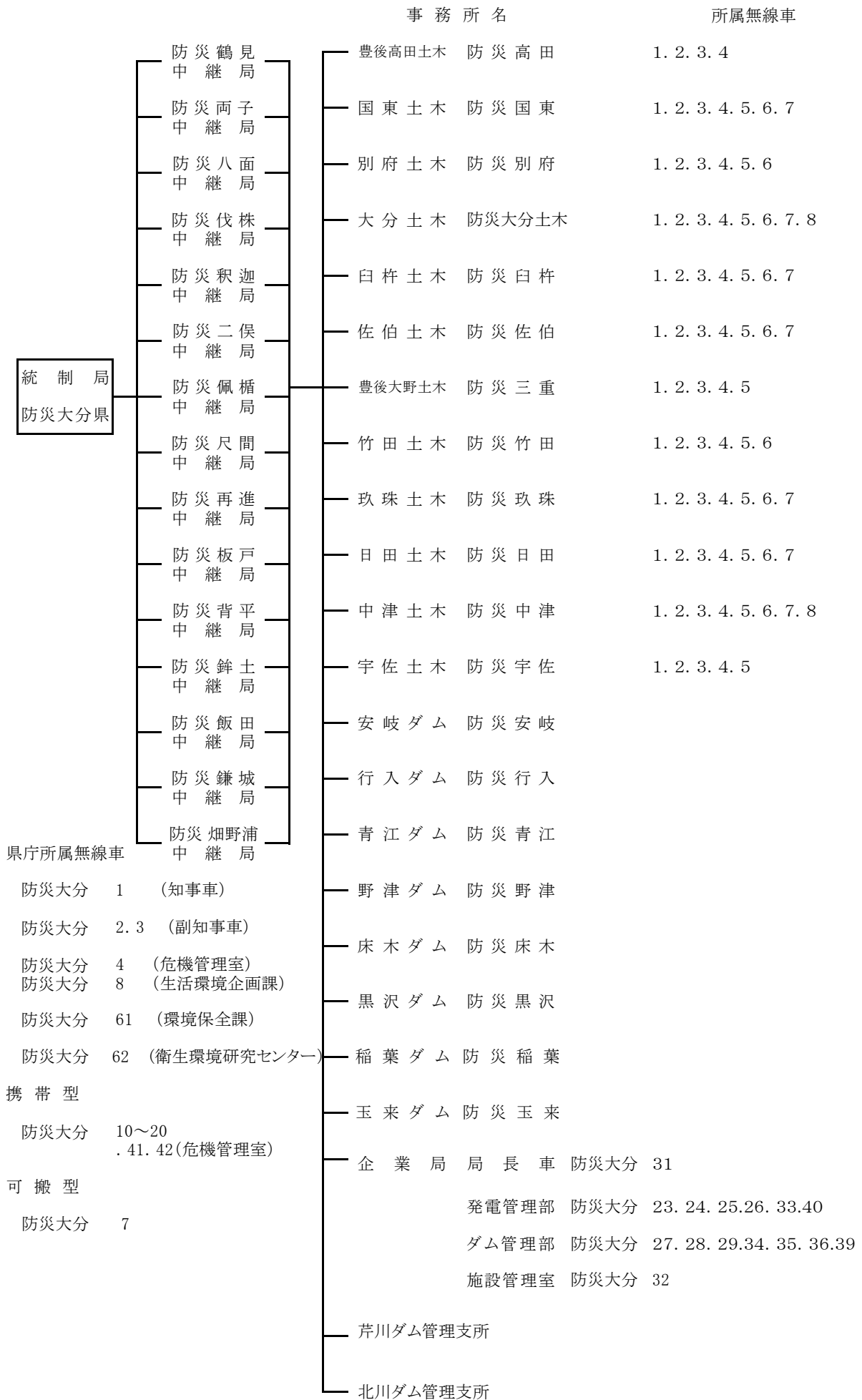
大分県防災情報通信システム ネットワーク構成図



凡例

●	衛星携帯電話	38	局	晴	台
○	無線回線	5	局	局	
○	無線回線	17	局	局	
○	移動無線回線	41	局	局	
○	移動局(半固定局)	116	局	局	
○	携帯	3	局	局	
○	有線	2	局	局	
○	ヘリテレ基地局	3	局	局	
○	反射版	1	局	局	
○	衛星携帯電話	2	局	局	
○	衛星通信用	2	局	局	
○	可搬型衛星地球高	2	局	局	

(2) 大分県防災行政無線系統図(移動系)



水防警報を行う指定河川海岸の基準

1) 水防警報を行う指定河川海岸区域 (A)

下記の項目に該当し、洪水、津波または高潮により相当な被害が生ずる恐れがあると認められる区域。

- ・ 人家密集地域であること。
- ・ 学校・公民館・JR・主要道路等の公共施設があること。
- ・ 過去に浸水実績があり、危険が解消されていない箇所。

2) 重要水防区域 (B)

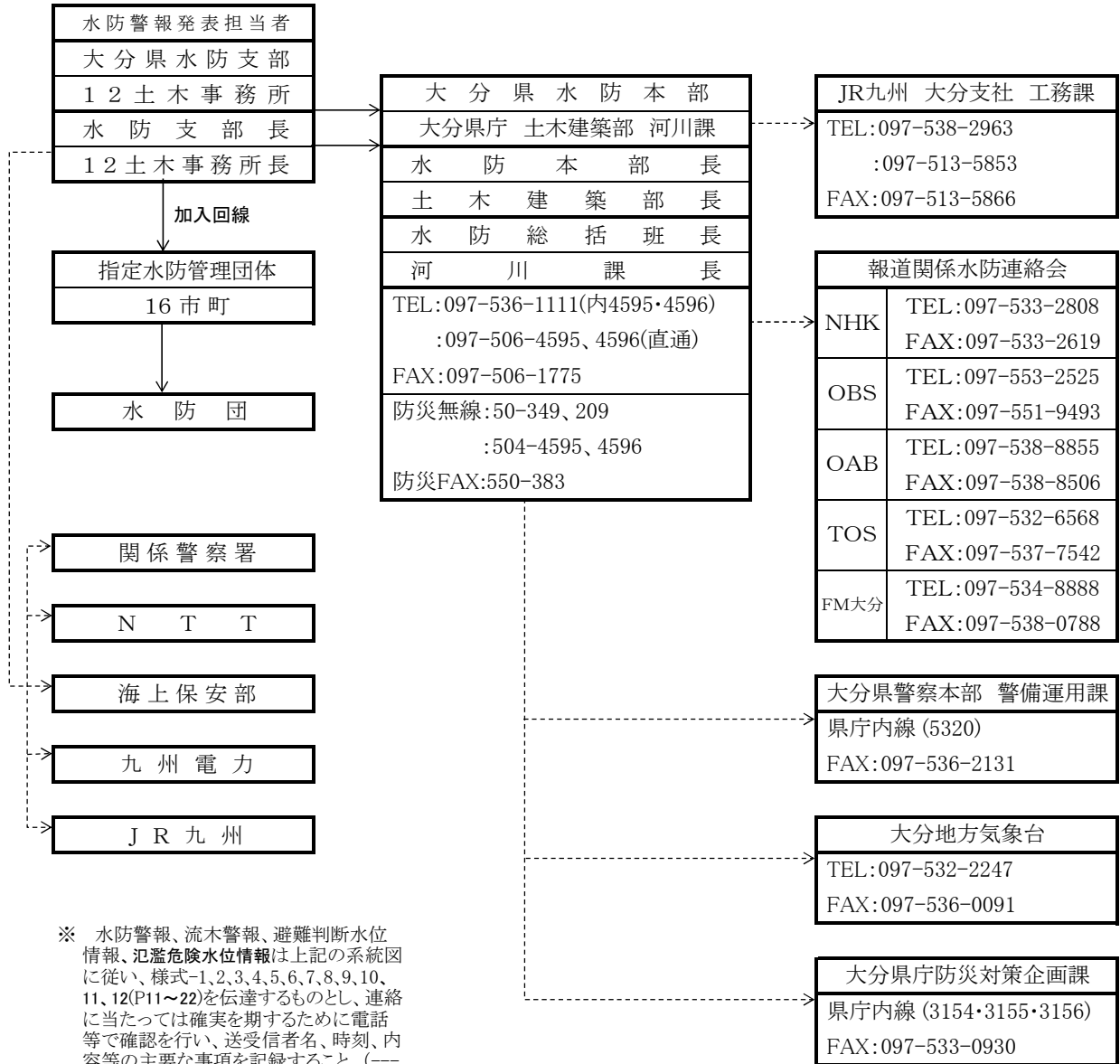
次表に該当し水防上特に注意を要する区間

種 別	内 容
堤 防 高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。 又は現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。
堤 防 断 面	現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画天端幅に対して不足している箇所。
法 崩 れ、 す べ り	ア. 法崩れ又はすべりの実績はあるが、その対策が未施工もしくは暫定施工の箇所。 イ. 法崩れ又はすべりの実績はないが、土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。
漏 水	ア. 漏水の履歴があり、その対策が未施工、もしくは暫定施工の箇所。 イ. 漏水の履歴はないが破堤跡又は旧川敷の堤防で漏水の発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。
水 衝、 深 掘 れ	ア. 水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが対策が未施工の箇所。 イ. 橋台、その他の工作物の突出箇所で堤防護岸の根固め等が洗われ一部損壊している箇所。 ウ. 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績はあるが、その対策が未施工の箇所。
工 作 物	ア. 改善処置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 イ. 橋梁その他の工作物桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。

3) 水防区域 (C)

- ・ 改修済み区間において、計画以上の洪水、津波または高潮が発生した場合に相当な被害が生ずるおそれがあると認められる区域。
- ・ 過去に大きな発生はないが、未改修あるいは相対的に堤防が貧弱で注意を要する箇所。

県水防警報連絡系統図及び水防警報様式



令和 年 月 日

送信元		送信先	
-----	--	-----	--

水 防 警 報

(観測所名： 橋)

(様式-1)

水 防 警 報 第 号	種 別	河 川 名
	準 備	
令和 年 月 日 時 分		発 表
<p>_____の水位は、____日 _____ 時 _____分 には</p> <p>水防団待機水位</p> <p style="margin-left: 40px;"> <input type="checkbox"/> イ. に達しましたので <input type="checkbox"/> ロ. を越え今後氾濫注意水位に達すると思われるので </p> <p>_____ 待 機 して下さい。</p> <p>(水防団待機水位： m) (氾濫注意水位： m) (避難判断水位： m) (氾濫危険水位： m)</p>		

※送信された方は、必ず送信確認の電話をお願いします。

発 信			受 信			確 認		
機 関 名	氏 名	時 刻	機 関 名	氏 名	時 刻	発信者側氏名	受信者側氏名	時 刻

令和 年 月 日

送信元		送信先	
-----	--	-----	--

水防警報

(観測所名： 橋)

(様式-2)

水防警報第 号	種 別	河 川 名
	準 備	
令和 年 月 日 時 分		発 表
_____の水位は、____日 _____時 _____分 には		
水防団待機水位に達し、 イ. 氾濫注意水位を突破すると思われるので ロ. 1時間に _____cmの割合で上昇していますので		
今後の状況により、いつでも出動できるように <u>準 備</u> して下さい。		
(水防団待機水位： _____m) (氾濫注意水位： _____m) (避難判断水位： _____m) (氾濫危険水位： _____m)		

※送信された方は、必ず送信確認の電話をお願いします。

発 信			受 信			確 認		
機 関 名	氏 名	時 刻	機 関 名	氏 名	時 刻	発信者側氏名	受信者側氏名	時 刻

警戒レベル2相当

令和 年 月 日

送信元

送信先

水防警報

(観測所名： 橋)

(様式-3)

水防警報第 号	種 別	河 川 名
	出 動	
令和 年 月 日 時 分		発 表
<p>_____の水位は、___日 _____時 _____分 には</p> <p>氾濫注意水位に達し、</p> <p style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> イ. 尚、上昇していますので <input type="checkbox"/> ロ. 1時間に _____cmの割合で上昇していますので </p> <p>_____ 出 動 して嚴重に警戒して下さい。</p> <p>(水防団待機水位： _____m) (氾濫注意水位： _____m) (避難判断水位： _____m) (氾濫危険水位： _____m)</p>		

※送信された方は、必ず送信確認の電話をお願いします。

発 信			受 信			確 認		
機 関 名	氏 名	時 刻	機 関 名	氏 名	時 刻	発信者側氏名	受信者側氏名	時 刻

令和 年 月 日

送信元		送信先	
-----	--	-----	--

水 防 警 報

(観測所名： 橋)

(様式-4)

水 防 警 報 第 号	種 別	河 川 名
	準 備	
令和 年 月 日 時 分		発 表
_____の水位は、____日 _____ 時 _____分 には		
氾濫注意水位を下り減水していますが、再び水位が上昇すること考えられるので、		
_____ 待 機 _____ して引き続き注意して下さい。		
(水防団待機水位： m) (氾濫注意水位： m) (避難判断水位： m) (氾濫危険水位： m)		

※送信された方は、必ず送信確認の電話をお願いします。

発 信			受 信			確 認		
機 関 名	氏 名	時 刻	機 関 名	氏 名	時 刻	発信者側氏名	受信者側氏名	時 刻

令和 年 月 日

送信元		送信先	
-----	--	-----	--

水 防 警 報

(観測所名： 橋)

(様式-5)

水 防 警 報 第 号	種 別	河 川 名
	解 除	
令和 年 月 日 時 分		発 表
<p>_____の水位は、___日 _____時 _____分に _____ m を 最高として減水を始め、___日の _____時 ___分 現在では _____ mで氾濫注意水位以下に下がり、再び水位の上昇はないと思われるので、 水防警報を <u>解 除</u> します。</p> <p>(水防団待機水位： m) (氾濫注意水位： m) (避難判断水位： m) (氾濫危険水位： m)</p>		

※送信された方は、必ず送信確認の電話をお願いします。

発 信			受 信			確 認		
機 関 名	氏 名	時 刻	機 関 名	氏 名	時 刻	発信者側氏名	受信者側氏名	時 刻

令和 年 月 日

送信元		送信先	
-----	--	-----	--

水 防 警 報

(観測所名： 橋)

(様式-6)

水 防 警 報 第 号	種 別	河 川 名
	出 動	
令和 年 月 日 時 分 発 表		
<p style="text-align: center;">_____水系 _____川 _____付近で、</p> <p>流木が、 <input type="checkbox"/> イ. 確認されましたので、</p> <p style="padding-left: 40px;"><input type="checkbox"/> ロ. 流出すると推測され、</p> <p>今後の増水によっては、下流に危険を及ぼす恐れがあります。</p> <p>また、他の地点でも流木の発生する可能性もありますので、十分注意して下さい。</p> <p>(水防団待機水位： m) (氾濫注意水位： m)</p>		

※送信された方は、必ず送信確認の電話をお願いします。

発 信			受 信			確 認		
機 関 名	氏 名	時 刻	機 関 名	氏 名	時 刻	発信者側氏名	受信者側氏名	時 刻

警戒レベル3相当

令和 年 月 日

送信元

送信先

〇〇川 避難判断水位情報【第1号】

(様式-7)

(観測所名：△〇橋)

令和 年 月 日 時 分 発表

〇〇土木事務所
TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

△〇川 の水位は、 日 時 分 には

〇〇市〇〇町 〇〇橋 水位観測所で、新基準に基づく

高齢者等避難の発令の目安となる 避難判断水位 _____ m に達し、

- イ. 尚、上昇しています。
- ロ. 1時間に _____ cmの割合で上昇しています。

厳重な警戒をして下さい。

※なお、避難指示の発令の目安は「氾濫危険水位」です。

(「避難判断水位」は高齢者等避難の発令の目安となりました)

※市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

(水防団待機水位： _____ m) (氾濫注意水位： _____ m) (避難判断水位： _____ m) (氾濫危険水位： _____ m)

※送信された方は、必ず送信確認の電話をお願いします。

発 信			受 信			確 認		
機 関 名	氏 名	時 刻	機 関 名	氏 名	時 刻	発信者側氏名	受信者側氏名	時 刻

警戒レベル2相当

令和 年 月 日

送信元		送信先	
-----	--	-----	--

〇〇川避難判断水位情報【第2号】

(様式-8)

(観測所名：△〇橋)

令和 年 月 日 時 分 発表	〇〇土木事務所 TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
<p>△〇川 の水位は、 日 時 分 には</p> <p>〇〇市〇〇町 〇〇橋 水位観測所で、新基準に基づく</p> <p>高齢者等避難の発令の目安となる 避難判断水位 _____ m を</p> <p>下回りましたが、 今後も引き続き注意して下さい。</p>	
<p>(水防団待機水位： m) (氾濫注意水位： m) (避難判断水位： m) (氾濫危険水位： m)</p>	

※送信された方は、必ず送信確認の電話をお願いします。

発 信			受 信			確 認		
機 関 名	氏 名	時 刻	機 関 名	氏 名	時 刻	発信者側氏名	受信者側氏名	時 刻
〇〇土木事務所								

警戒レベル4相当

令和 年 月 日

送信元		送信先	
-----	--	-----	--

〇〇川氾濫危険水位情報【第1号】

(様式-9)

(観測所名：△〇橋)

令和 年 月 日 時 分 発表	〇〇土木事務所 TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
<p>△〇川 の水位は、 日 時 分 には</p> <p>〇〇市〇〇町 〇〇橋 水位観測所で、新基準に基づく</p> <p>避難指示の発令の目安となる 氾濫危険水位 _____ m に達し、</p> <p> <input type="checkbox"/> イ. 尚、上昇しています。 <input type="checkbox"/> ロ. 1 時間に _____ cmの割合で上昇しています。 </p> <p> 嚴重な警戒をして下さい。 ※なお、避難指示の発令の目安は「氾濫危険水位」です。 ※市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。 </p> <p>(水防団待機水位： _____ m) (氾濫注意水位： _____ m) (避難判断水位： _____ m) (氾濫危険水位： _____ m)</p>	

※送信された方は、必ず送信確認の電話をお願いします。

発 信			受 信			確 認		
機 関 名	氏 名	時 刻	機 関 名	氏 名	時 刻	発信者側氏名	受信者側氏名	時 刻

警戒レベル3相当

令和 年 月 日

送信元

送信先

〇〇川氾濫危険水位情報【第2号】

(様式-10)

(観測所名：△〇橋)

令和 年 月 日 時 分 発表

〇〇土木事務所
TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

△〇川 の水位は、 日 時 分 には

〇〇市〇〇町 〇〇橋 水位観測所で、新基準に基づく

避難指示の目安となる 氾濫危険水位 m を下回りましたが、

今後も引き続き注意して下さい。

(水防団待機水位： m) (氾濫注意水位： m) (避難判断水位： m) (氾濫危険水位： m)

※送信された方は、必ず送信確認の電話をお願いします。

発 信			受 信			確 認		
機 関 名	氏 名	時 刻	機 関 名	氏 名	時 刻	発信者側氏名	受信者側氏名	時 刻

送信元		送信先	
-----	--	-----	--

水防警報(津波)

(様式-11)

水防警報第 号	種 別 出 動	河川・海岸名
令和 年 月 日 時 分 発表		
<p>_____ 日 _____ 時 _____ 分 に津波警報（大津波・津波）が発表され、 _____ 沿岸では _____ m の津波が予想されています。</p> <p>津波到達時刻は、_____ 沿岸では _____ 日 _____ : _____ 頃と 予想されています。</p> <p>出 動 _____ し、水防活動を行ってください。</p> <p style="text-align: center;">水防活動の実施後は、速やかに退避してください。 引き続き、今後の津波に関する予警報に十分注意してください。</p> <p style="text-align: center;">※ 緊急を要する場合は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。</p> <p>(水防団待機水位： _____ m) (氾濫注意水位： _____ m) (避難判断水位： _____ m) (氾濫危険水位： _____ m)</p>		

※送信された方は、必ず送信確認の電話をお願いします。

発 信			受 信			確 認		
機 関 名	氏 名	時 刻	機 関 名	氏 名	時 刻	発信者側氏名	受信者側氏名	時 刻

令和 年 月 日

送信元		送信先	
-----	--	-----	--

水防警報(津波)

(様式-12)

水防警報第	号	種別	河川・海岸名
		出動	
令和 年 月 日 時 分		発表	
<p>_____沿岸に発表されていた津波警報（大津波・津波）は、</p> <p>_____日 _____時 _____分に解除されました。</p> <p>水防警報を</p> <p><u>解除</u> します。</p>			
<p>(水防団待機水位： m) (氾濫注意水位： m) (避難判断水位： m) (氾濫危険水位： m)</p>			

※送信された方は、必ず送信確認の電話をお願いします。

発信			受信			確認		
機関名	氏名	時刻	機関名	氏名	時刻	発信者側氏名	受信者側氏名	時刻

資料5 国管理河川洪水予報関係

(1) 大分川洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項に基づき、国土交通省(大分河川国道事務所)と気象庁(大分地方气象台)が共同して行う大分川洪水予報は次のとおりである。

1. 大分川洪水予報実施区域

大分川	両岸:大分県由布市挾間町下市277番の1地先の国道橋から海まで
-----	---------------------------------

2. 洪水予報の種類と基準

(1) 洪水予報の種類

- 大分川氾濫注意情報 (洪水注意報)
- 大分川氾濫警戒情報 (洪水警報)
- 大分川氾濫危険情報 (洪水警報)
- 大分川氾濫発生情報 (洪水警報)

(2) 洪水予報の発表基準

- ①氾濫注意情報(洪水注意報)は、基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき発表する。
- ②氾濫警戒情報(洪水警報)は、基準地点の水位が避難判断水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき又は氾濫危険水位に到達することが予想されるとき発表する。
- ③氾濫危険情報(洪水警報)は、基準地点の水位が氾濫危険水位に到達し、氾濫の恐れがあるとき発表する。
- ④氾濫発生情報(洪水警報)は、実施区域内で氾濫が発生したとき発表する。

各基準地点における発表基準の水位は次表のとおりである。

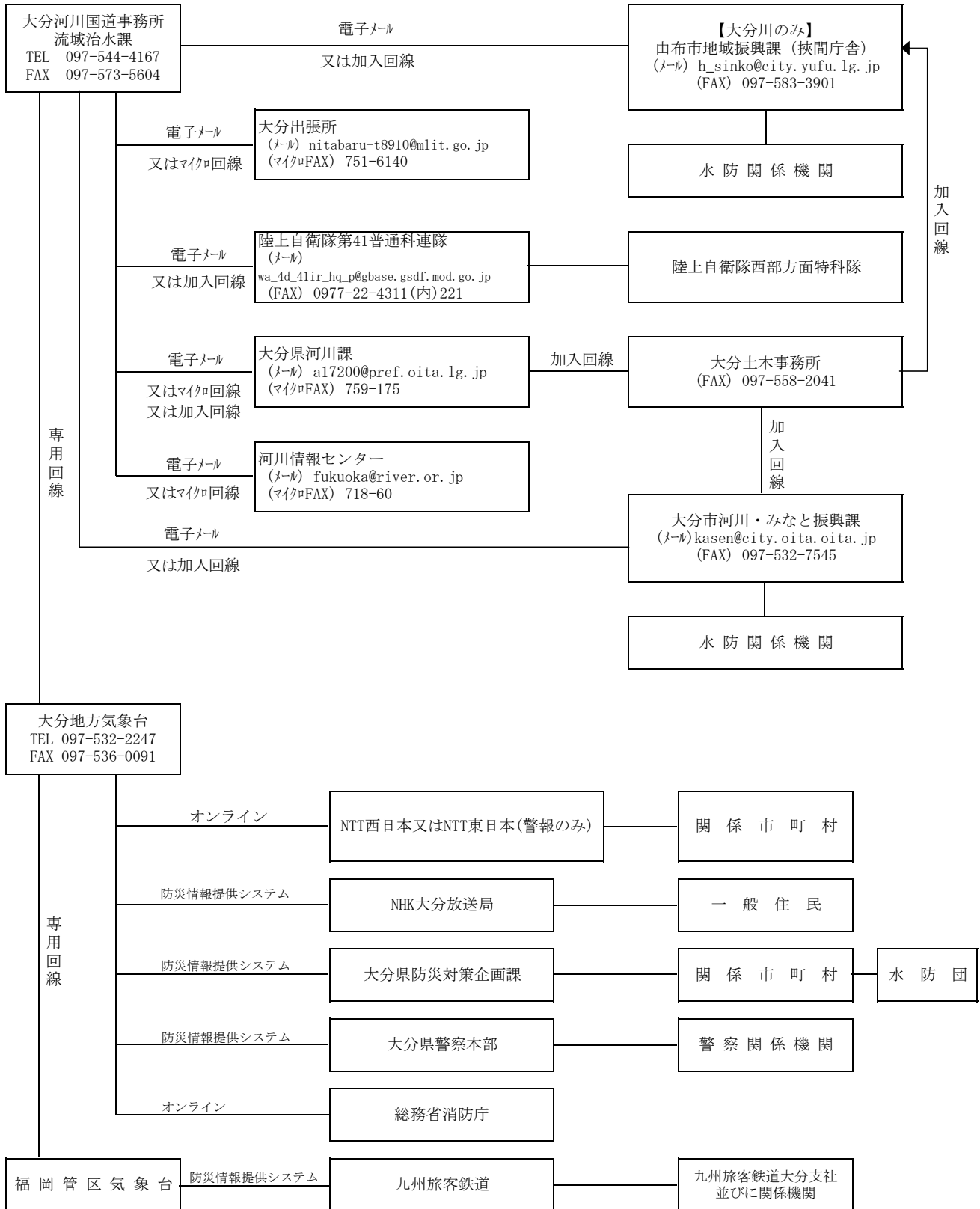
発表基準 (種類)	基準地点	
	同 尻	府内大橋
氾濫注意水位 (注意報基準)	3.80 m	3.90 m
避難判断水位 (警報基準)	4.40 m	6.60 m
氾濫危険水位 (警報基準)	4.80 m	7.00 m

(3) 基準地点 (注・警報を発表する際の基準とする水位観測所) の位置

大分川	同 尻	大分県由布市挾間町鬼崎地先
	府内大橋	大分県大分市大字光吉地先

3. 洪水予報文は、別紙のとおりである。

大分川・七瀬川洪水予報伝達系統図



大分川 氾濫警戒情報

大分川洪水予報第〇号
 洪水警報(発表)
 令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
 大分河川国道事務所 大分地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル3相当情報[洪水]】大分川では、避難判断水位に到達し、今後、氾濫危険水位に達する見込み

(主文)

【警戒レベル3相当】大分川の同尻水位観測所(由布市)では、日 時 分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に達する見込みです。大分市、由布市では、大分川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

【警戒レベル3相当】大分川の府内大橋水位観測所(大分市)では、日 時 分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に達する見込みです。大分市では、大分川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

(雨量)

所により1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
 今後この雨は降り続く見込みです。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
大分川上流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ
流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
大分川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

大分川の水位観測所における水位は次の通り見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)又は流量(m ³ /S)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
同尻 水位観測所 (由布市)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	〇.〇〇-				
	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	〇.〇〇-				
	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	〇.〇〇-				
	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	〇.〇〇-				
府内大橋 水位観測所 (大分市)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	〇.〇〇-				
	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	〇.〇〇-				
	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	〇.〇〇-				
	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	〇.〇〇-				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

【参考資料】

(単位:水位(m)又は流量(m³/s))

観測所名	同尻 水位観測所	府内大橋 水位観測所	
	由布市	大分市	
レベル4 氾濫危険水位※	4.80	7.00	
レベル3 避難判断水位※	4.40	6.00	
レベル2 氾濫注意水位	3.80	3.90	
レベル1 水防団待機水位	3.20	3.30	
受け持ち区間	大分川 左岸 由布市挾間町下市 (国管理区間上流端:天神橋)から大分市畑中 (七瀬川合流点) 右岸 由布市挾間町鬼崎 (国管理区間上流端:天神橋)から大分市光吉 (七瀬川合流点)	大分川 左岸 大分市畑中(七瀬川合流点)から大分市豊海 (海) 右岸 大分市光吉(七瀬川合流点)から大分市西ノ州 (海)	
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	大分県大分市住吉校区、 大分県大分市中島校区、 大分県大分市春日校区、 大分県大分市荷揚校区、 大分県大分市長浜校区、 大分県大分市大道校区、 大分県大分市金池校区、 大分県大分市豊府校区、 大分県大分市南大分校区、 大分県大分市城南校区、 大分県大分市荏隈校区、 大分県大分市賀来校区、 大分県大分市宗方校区、 大分県大分市植田校区、 大分県大分市横瀬校区、 大分県大分市横瀬西校区、 大分県由布市挾間町	大分県大分市住吉校区、 大分県大分市中島校区、 大分県大分市春日校区、 大分県大分市荷揚校区、 大分県大分市長浜校区、 大分県大分市津留校区、 大分県大分市東大分校区、 大分県大分市日岡校区、 大分県大分市桃園校区、 大分県大分市大道校区、 大分県大分市金池校区、 大分県大分市滝尾校区、 大分県大分市豊府校区、 大分県大分市南大分校区、 大分県大分市城南校区、 大分県大分市荏隈校区、 大分県大分市鷺野校区、 大分県大分市寒田校区、 大分県大分市東植田校区	

※避難判断水位、氾濫危険水位:水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/ http://www.ima.go.jp/	http://i.river.go.jp

問い合わせ先

水位関係:国土交通省 大分河川国道事務所 流域治水課 電話:097-544-4167
気象関係:気象庁 大分地方気象台 電話:097-532-2247

(2)七瀬川洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項に基づき、国土交通省(大分河川国道事務所)と気象庁(大分地方気象台)が共同して行う七瀬川洪水予報は次のとおりである。

1. 七瀬川洪水予報実施区域

七瀬川	両岸:大分県大分市大字廻栖野2669番の2地先の旧田吹橋から大分川への合流点まで
-----	--

2. 洪水予報の種類と基準

(1) 洪水予報の種類

- 七瀬川氾濫注意情報 (洪水注意報)
- 七瀬川氾濫警戒情報 (洪水警報)
- 七瀬川氾濫危険情報 (洪水警報)
- 七瀬川氾濫発生情報 (洪水警報)

(2) 洪水予報の発表基準

- ①氾濫注意情報(洪水注意報)は、基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき発表する。
- ②氾濫警戒情報(洪水警報)は、基準地点の水位が避難判断水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき又は氾濫危険水位に到達することが予想されるとき発表する。
- ③氾濫危険情報(洪水警報)は、基準地点の水位が氾濫危険水位に到達し、氾濫の恐れがあるとき発表する。
- ④氾濫発生情報(洪水警報)は、実施区域内で氾濫が発生したとき発表する。

各基準地点における発表基準の水位は次表のとおりである。

発表基準 (種類)	基準地点	七瀬川
		胡麻鶴
氾濫注意水位 (注意報基準)		2.80 m
避難判断水位 (警報基準)		4.20 m
氾濫危険水位 (警報基準)		4.70 m

(3) 基準地点 (注・警報を発表する際の基準とする水位観測所) の位置

七瀬川	胡麻鶴	大分県大分市大字廻栖野地先
-----	-----	---------------

3. 洪水予報文は、別紙のとおりである。

七瀬川 氾濫警戒情報

七瀬川洪水予報第〇号
 洪水警報(発表)
 令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
 大分河川国道事務所 大分地方気象台 共同発表

(見出し)

警戒レベル3相当情報[洪水]七瀬川では、避難判断水位に到達し、今後、
 氾濫危険水位に達する見込み

(主文)

【警戒レベル3相当】七瀬川の胡麻鶴水位観測所(大分市)では、 日 時 分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に達する見込みです。大分市では、七瀬川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

(雨量)

所により1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
 今後この雨は降り続く見込みです。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
七瀬川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

七瀬川の水位観測所における水位は次の通り見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)又は流量(m ³ /S)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
胡麻鶴 水位観測所 (大分市)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	〇.〇〇-				
	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	〇.〇〇-				
	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	〇.〇〇-				
	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	〇.〇〇-				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

【参考資料】

(単位:水位(m)又は流量(m³/s))

観測所名	胡麻鶴 水位観測所		
	大分市		
レベル4 氾濫危険水位※	4.70		
レベル3 避難判断水位※	4.20		
レベル2 氾濫注意水位	2.80		
レベル1 水防団待機水位	2.00		
受け持ち区間	七瀬川 左岸 大分市廻栖野(国管 理区間上流端:旧田吹 橋)から大分市下宗方 (大分川合流点) 右岸 大分市廻栖野(国管 理区間上流端:旧田吹 橋)から大分市光吉 (大分川合流点)		
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	大分県大分市鶴野校区、 大分県大分市寒田校区、 大分県大分市東植田校区、 大分県大分市宗方校区、 大分県大分市植田校区、 大分県大分市東部校区		

※避難判断水位、氾濫危険水位:水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/ http://www.ima.go.jp/	http://i.river.go.jp

問い合わせ先

水位関係:国土交通省 大分河川国道事務所 流域治水課
気象関係:気象庁 大分地方气象台

電話:097-544-4167
電話:097-532-2247

(3) 山国川上流部洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項に基づき、国土交通省(山国川河川事務所)と気象庁(大分地方気象台)が共同して行う山国川上流部洪水予報は次のとおりである。

1. 山国川上流部洪水予報実施区域

	実 施 区 域	基準地点
山国川 (上流部)	左岸:大分県中津市耶馬溪町大字補数ソノ327番ユ地先から福岡県築上郡上毛町大字百留地先まで 右岸:大分県中津市耶馬溪町大字大島字中曾2224番地から大分県中津市三光土田字フシキロ地先まで	柿坂

2. 洪水予報の種類と基準

(1) 洪水予報の種類

- 山国川上流部氾濫注意情報 (洪水注意報)
- 山国川上流部氾濫警戒情報 (洪水警報)
- 山国川上流部氾濫危険情報 (洪水警報)
- 山国川上流部氾濫発生情報 (洪水警報)

(2) 洪水予報の発表基準

- ①氾濫注意情報(洪水注意報)は、基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき発表する。
- ②氾濫警戒情報(洪水警報)は、基準地点の水位が避難判断水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき又は氾濫危険水位に到達することが予想されるとき発表する。
- ③氾濫危険情報(洪水警報)は、基準地点の水位が氾濫危険水位に到達し、氾濫の恐れがあるとき発表する。
- ④氾濫発生情報(洪水警報)は、実施区域内で氾濫が発生したとき発表する。

各基準地点における発表基準の水位は次表のとおりである。

発表基準 (種類)	基準地点	山国川上流部
		柿 坂
氾濫注意水位 (注意報基準)		3.80 m
避難判断水位 (警報基準)		4.40 m
氾濫危険水位 (警報基準)		4.80 m

(3) 基準地点 (注・警報を発表する際の基準とする水位観測所) の位置

山国川 上流部	柿坂	大分県中津市耶馬溪町大字柿坂地先
------------	----	------------------

(4) 山国川を上流部と下流部に分ける蕨尾井堰の位置

蕨尾井堰	左岸:福岡県築上郡上毛町大字百留地先 右岸:大分県中津市三光土甲字フシキロ地先
------	--

3. 洪水予報文は、別紙のとおりである。

山国川上流部氾濫警戒情報

山国川上流部洪水予報第〇号
洪水警戒報(発表)
令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇
山国川河川事務所 大分地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】山国川上流部では、避難判断水位に到達し、今後、氾濫危険水位に到達する見込み

(主 文)

【警戒レベル3相当】山国川の柿坂水位観測所(中津市)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、「避難判断水位」に到達しました。今後、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達する見込みです。中津市、築上郡上毛町では、山国川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分までの流域平均雨量の見込み
山国川上流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

山国川上流部の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)又は流量(m ³ /s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
柿坂 水位観測所 (中津市)	00日00時00分の状況	XXX.X↑				
	00日00時00分の予測	XXX.X				
	00日00時00分の予測	XXX.X				
	00日00時00分の予測	XXX.X				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	柿坂 水位観測所		
	中津市		
レベル4水位 氾濫危険水位※	4.80		
	4.40		
レベル2水位 氾濫注意水位	3.80		
レベル1水位 水防団待機水位	2.80		
受け持ち区間	山国川		
	左岸 大分県中津市耶馬溪町 大字柿坂ソノ327番地 先から福岡県築上郡上 毛町大字百留地先まで 右岸 大分県中津市耶馬溪町 大字大島中曾2224番地 から大分県中津市三光 土田字フシキ口地先ま で		
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	大分県中津市耶馬溪町、 大分県中津市本耶馬溪町、 大分県中津市三光、 福岡県築上郡上毛町		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位 危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 山国川河川事務所 電話：0979-24-0571

気象関係：気象庁 大分地方気象台 電話：097-532-2247

(4) 山国川下流部洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項に基づき、国土交通省(山国川河川事務所)と気象庁(大分地方気象台)が共同して行う山国川下流部洪水予報は次のとおりである。

1. 山国川上流部洪水予報実施区域

		実施区域	基準地点
山国川 (下流部)	左岸	福岡県築上郡上毛町大字百留地先から海まで	下唐原
	右岸	大分県中津市三光土田字フシキロ地先から海まで	
	中津川	山国川の分派点から海まで	下唐原

2. 洪水予報の種類と基準

(1) 洪水予報の種類

- 山国川下流部氾濫注意情報 (洪水注意報)
- 山国川下流部氾濫警戒情報 (洪水警報)
- 山国川下流部氾濫危険情報 (洪水警報)
- 山国川下流部氾濫発生情報 (洪水警報)

(2) 洪水予報の発表基準

- ① 氾濫注意情報(洪水注意報)は、基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき発表する。
- ② 氾濫警戒情報(洪水警報)は、基準地点の水位が避難判断水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき又は氾濫危険水位に到達することが予想されるとき発表する。
- ③ 氾濫危険情報(洪水警報)は、基準地点の水位が氾濫危険水位に到達し、氾濫の恐れがあるとき発表する。
- ④ 氾濫発生情報(洪水警報)は、実施区域内で氾濫が発生したとき発表する。

各基準地点における発表基準の水位は次表のとおりである。

発表基準 (種類)	基準地点	山国川下流部
		下唐原
氾濫注意水位 (注意報基準)		5.00 m
避難判断水位 (警報基準)		6.00 m
氾濫危険水位 (警報基準)		6.60 m

(3) 基準地点 (注・警報を発表する際の基準とする水位観測所) の位置

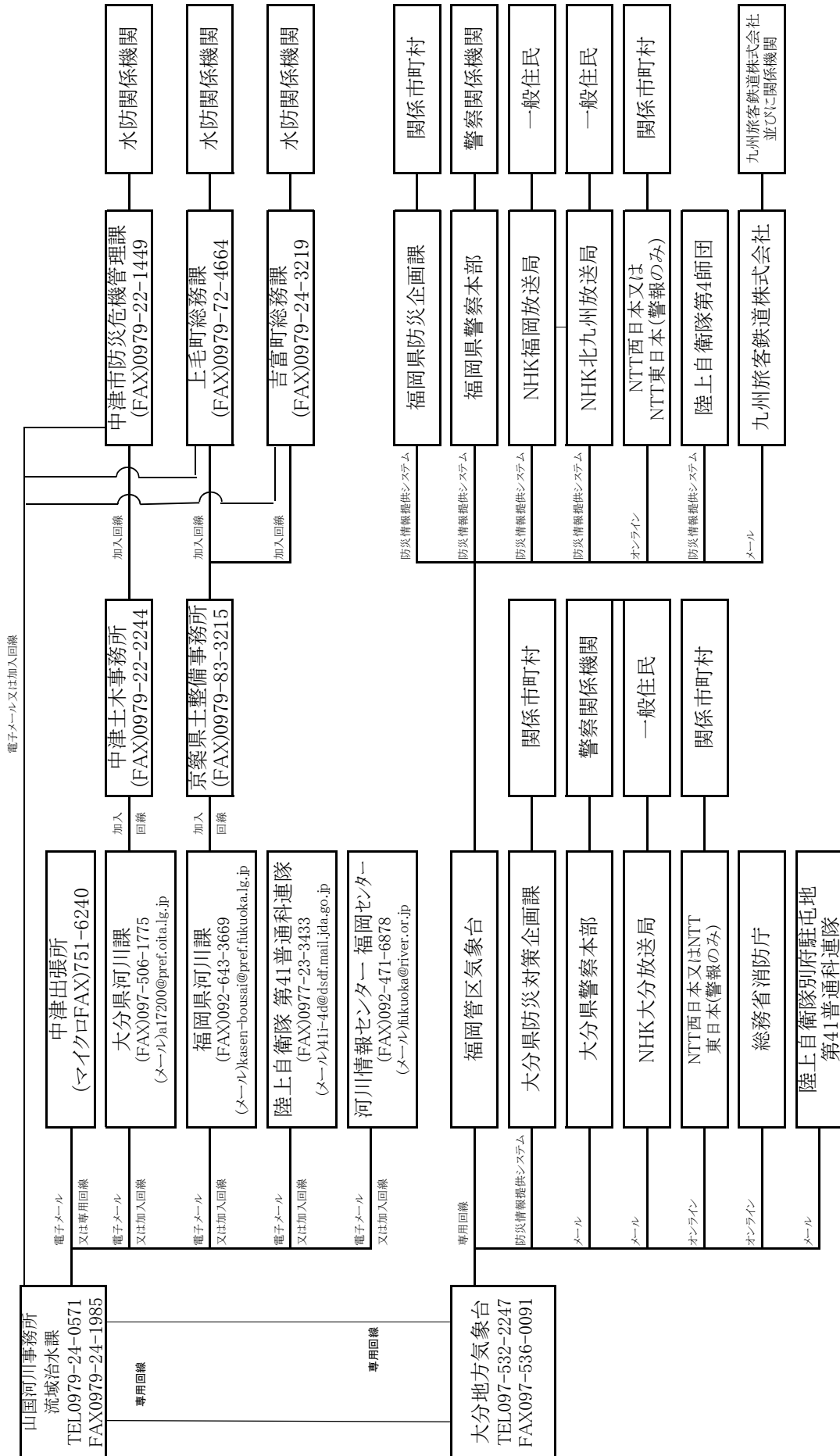
山国川 下流部	下唐原	福岡県築上郡上毛町大字下唐原地先
------------	-----	------------------

(4) 山国川を上流部と下流部に分ける蕨尾井堰の位置

蕨尾井堰	左岸: 福岡県築上郡上毛町大字百留地先 右岸: 大分県中津市三光土甲字フシキロ地先
------	--

3. 洪水予報文は、別紙のとおりである。

4. 伝達系統



山国川下流部氾濫警戒情報

山国川下流部洪水予報第〇号
洪水警報(発表)
令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇
山国川河川事務所 大分地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】山国川下流部では、避難判断水位に到達し、今後、氾濫危険水位に到達する見込み

(主 文)

【警戒レベル3相当】山国川の下唐原水位観測所(築上郡上毛町)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、「避難判断水位」に到達しました。今後、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達する見込みです。中津市、築上郡上毛町、築上郡吉富町では、山国川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
山国川下流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

山国川下流部の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)又は流量(m ³ /s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
下唐原 水位観測所 (築上郡上毛町)	00日00時00分の状況	XXX.X↑				
	00日00時00分の予測	XXX.X				
	00日00時00分の予測	XXX.X				
	00日00時00分の予測	XXX.X				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	下唐原 水位観測所		
	築上郡上毛町		
レベル4水位 氾濫危険水位※	6.60		
	6.00		
レベル2水位 氾濫注意水位	5.00		
レベル1水位 水防団待機水位	4.40		
受け持ち区間	山国川		
	左岸 福岡県築上郡上毛町大字百留地先から海まで 右岸 大分県中津市三光土田字フシキロ地先から海まで		
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	大分県中津市三光、 大分県中津市、 福岡県築上郡上毛町、 福岡県築上郡吉富町		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位 危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 山国川河川事務所 電話：0979-24-0571

気象関係：気象庁 大分地方気象台 電話：097-532-2247

(5)大野川水系洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項に基づき、国土交通省(大分河川国道事務所)と気象庁(大分地方气象台)が共同して行う大野川水系洪水予報は次のとおりである。

1. 大野川水系洪水予報実施区域

実 施 区 域	
大野川	左岸:大分県大分市大字竹中字小屋4969番の6地先から海まで 右岸:大分県大分市大字上戸次字塩木3865番地先から海まで
乙津川	両岸:大野川からの分派点から海まで
判田川	左岸:大分県大分市大字下判田字迫1732番の1地先から大野川への合流点まで 右岸:大分県大分市大字下判田字小路1712番の1地先から大野川への合流点まで
立小野川	大分県大分市大字下判田字屋敷田3942の8地先の国道橋から判田川への合流点まで

2. 洪水予報の種類と基準

(1) 洪水予報の種類

- 大野川水系氾濫注意情報 (洪水注意報)
- 大野川水系氾濫警戒情報 (洪水警報)
- 大野川水系氾濫危険情報 (洪水警報)
- 大野川水系氾濫発生情報 (洪水警報)

(2) 洪水予報の発表基準

- ①氾濫注意情報(洪水注意報)は、基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき発表する。
- ②氾濫警戒情報(洪水警報)は、基準地点の水位が避難判断水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき又は氾濫危険水位に到達することが予想されるとき発表する。
- ③氾濫危険情報(洪水警報)は、基準地点の水位が氾濫危険水位に到達し、氾濫の恐れがあるとき発表する。
- ④氾濫発生情報(洪水警報)は、実施区域内で氾濫が発生したとき発表する。

各基準地点における発表基準の水位は次表のとおりである。

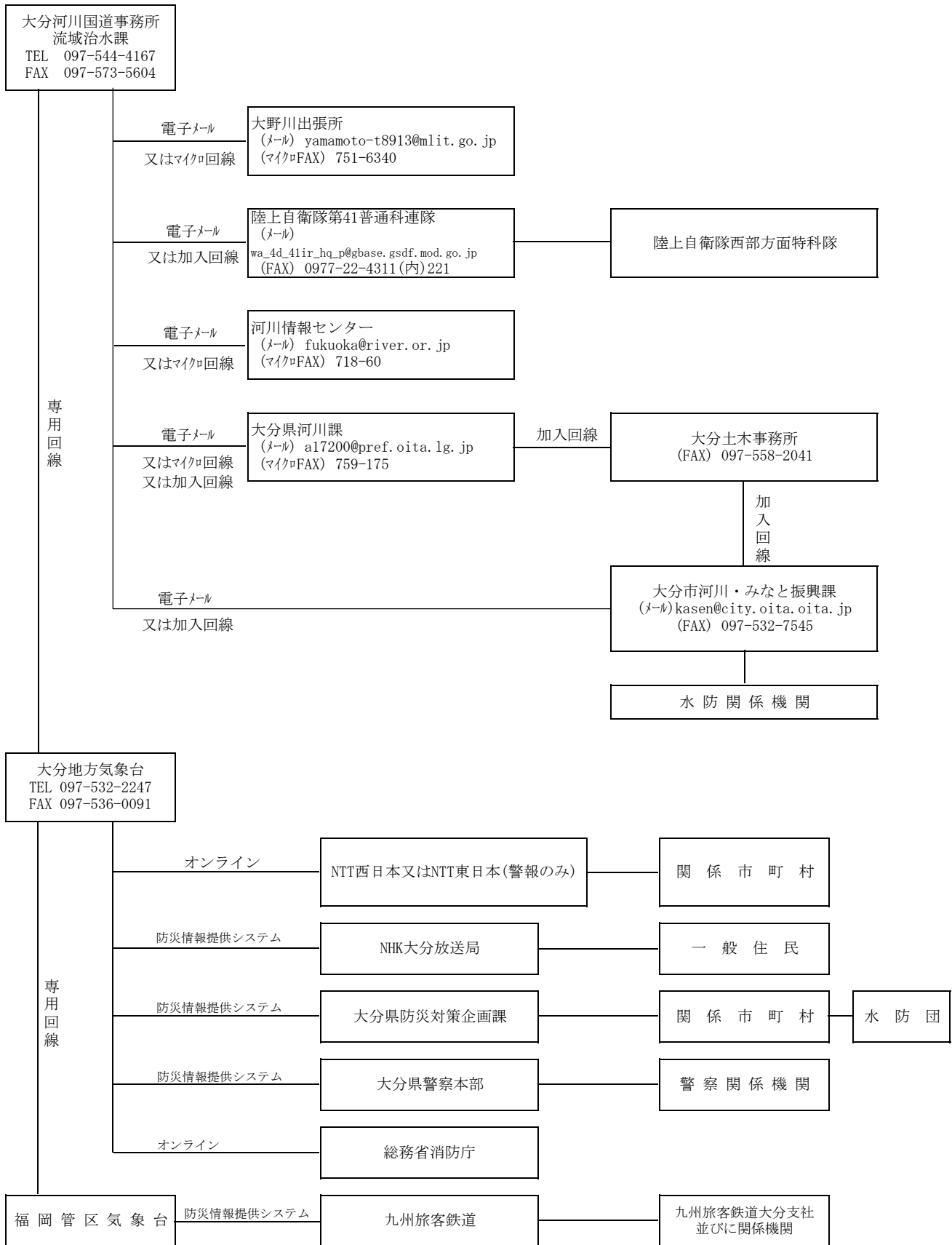
発表基準 (種類)	基準地点	大野川、乙津川、判田川、立小野川
	白 滝 橋	
氾濫注意水位 (注意報基準)	5.40 m	
避難判断水位 (警報基準)	7.40 m	
氾濫危険水位 (警報基準)	8.60 m	

(3) 基準地点 (注・警報を発表する際の基準とする水位観測所) の位置

大野川	白滝橋	大分県大分市大字中戸次地先
-----	-----	---------------

3. 洪水予報文は、別紙のとおりである。

大野川洪水予報伝達系統図



大野川氾濫警戒情報

大野川水系洪水予報第〇号
 洪水警報(発表)
 令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
 大分河川国道事務所 大分地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル3相当情報[洪水]】大野川では、避難判断水位に到達し、今後、
 氾濫危険水位に達する見込み

(主文)

【警戒レベル3相当】大野川の白滝橋水位観測所(大分市)では、 日 時 分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達する見込みです。大分市では、大野川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

(雨量)

所により1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
 今後この雨は降り続く見込みです。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
大野川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

大野川水系の水位観測所における水位は次の通り見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)又は流量(m ³ /S)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
白滝橋 水位観測所 (大分市)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	〇.〇〇-				
	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	〇.〇〇-				
	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	〇.〇〇-				
	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	〇.〇〇-				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

【参考資料】

(単位:水位(m)又は流量(m³/s))

観測所名	白滝橋 水位観測所		
	大分市		
レベル4 氾濫危険水位※	8.60		
レベル3 避難判断水位※	7.40		
レベル2 氾濫注意水位	5.40		
レベル1 水防団待機水位	4.30		
受け持ち区間	大野川 左岸 大分市竹中(国管理 区間上流端)から大 分市一の州(海) 右岸 大分市上戸次(国管 理区間上流端)から 大分市志村(海)		
	乙津川 左岸 大分市毛井(乙津川分 派点)から大分市西ノ州 (海) 右岸 大分市大津留(乙津川 分派点)から大分市中 ノ州(海)		
	判田川 左岸 大分市下判田(判田川 約480m地点)から大分 市下判田(大野川合流 点) 右岸 大分市下判田(判田川 約480m地点)から大分 市下判田(大野川合流 点)		
	立小野川 左岸 大分市下判田(国管理 区間上流端:国道橋) から大分市下判田(判 田川合流点) 右岸 大分市下判田(国管理 区間上流端:国道橋) から大分市下判田(判 田川合流点)		
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	大分県大分市津留校区、 大分県大分市東大分校区、 大分県大分市日岡校区、 大分県大分市桃園校区、 大分県大分市三佐校区、 大分県大分市鶴崎校区、 大分県大分市大在校区、 大分県大分市大在校区、 大分県大分市別保校区、 大分県大分市川添校区、 大分県大分市明治校区、 大分県大分市高田校区 大分県大分市松岡校区、 大分県大分市判田校区、 大分県大分市戸次校区、 大分県大分市竹中校区		

※避難判断水位、氾濫危険水位:水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を
水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報 気象庁ホームページ	http://www.river.go.jp/ http://www.ima.go.jp/	http://i.river.go.jp

問い合わせ先

水位関係:国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所流域治水課 電話:097-544-4167
気象関係:気象庁 大分地方気象台 電話:097-532-2247

(6) 筑後川上中流部洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項に基づき、国土交通省(筑後川河川事務所)と気象庁(福岡管区气象台)が共同して行う筑後川洪水予報は次のとおりである。

1. 筑後川洪水予報実施区域

筑後川	左岸:大分県日田市大字高瀬字小シマ1138番の2地先から福岡県久留米市東櫛原東櫛原地先まで 右岸:大分県日田市三芳小湊町121番地先から福岡県久留米市高野町高野地先まで
庄手川	筑後川からの分派点から筑後川への合流点まで
玖珠川	左岸:大分県日田市大字日高字牧の原2742番の1地点から筑後川への合流点まで 右岸:大分県日田市大字日高宇1丁目2395番の3地点から筑後川への合流点まで

2. 洪水予報の種類と基準

(1) 洪水予報の種類

- 筑後川上中流部氾濫注意情報 (洪水注意報)
- 筑後川上中流部氾濫警戒情報 (洪水警報)
- 筑後川上中流部氾濫危険情報 (洪水警報)
- 筑後川上中流部氾濫発生情報 (洪水警報)

(2) 洪水予報の発表基準

- ① 氾濫注意情報(洪水注意報)は、基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき発表する。
- ② 氾濫警戒情報(洪水警報)は、基準地点の水位が避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき又は氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき発表する。
- ③ 氾濫危険情報(洪水警報)は、基準地点の水位が氾濫危険水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき発表する。
- ④ 氾濫発生情報(洪水警報)は、氾濫が発生したとき発表する。

(3) 基準地点及び発表基準水位

- ① 基準地点 (洪水予報を発表する際の基準とする水位観測所) 大分県関係

河川名	筑後川	
観測所名	小湊	
位置	北緯	33° 18' 23"
	東経	130° 56' 34"
所在地	大分県日田市若宮町	

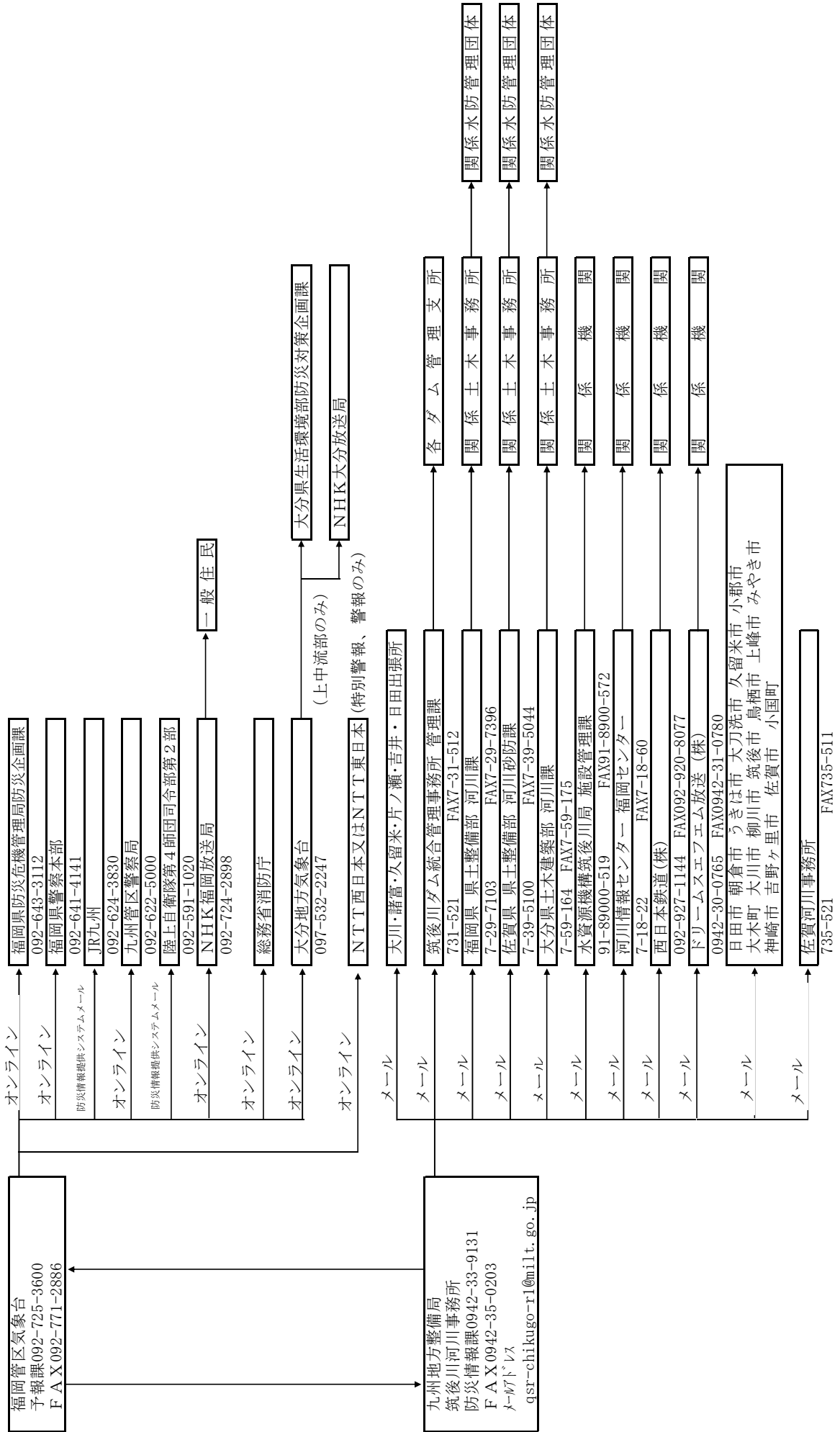
各基準地点における発表基準の水位は次表のとおりである。

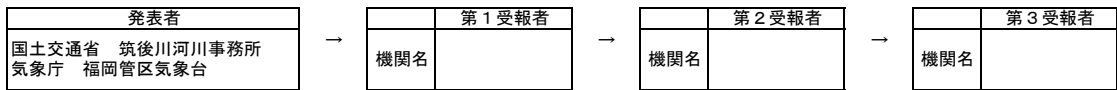
発表基準 (種類)	基準地点 小湊	
	(量水標読値)	
計画高水位	5.55	m
氾濫危険水位(氾濫危険情報)	4.50	m
避難判断水位(氾濫警戒情報)	4.00	m
氾濫注意水位(氾濫注意情報)	3.00	m
水防団待機水位	2.20	m

- 3. 洪水予報文は、別紙のとおりとする。

4. 伝達系統

(筑後川水系)





正規

筑後川上中流部氾濫危険情報

筑後川上中流部洪水予報第〇号
洪水警報
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
筑後川河川事務所 福岡管区気象台 共同発表

(見出し)

**【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】筑後川上中流部では、氾濫危険水位に到達し、
氾濫のおそれあり**

(主 文)

【警戒レベル4相当】筑後川の小湊水位観測所（大分県日田市）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。日田市では、筑後川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

【警戒レベル4相当】筑後川の荒瀬水位観測所（福岡県うきは市）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。久留米市、うきは市、朝倉市、三井郡大刀洗町では、筑後川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

【警戒レベル4相当】筑後川の片ノ瀬水位観測（福岡県久留米市）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。久留米市、朝倉市、三井郡大刀洗町では、筑後川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

(雨量)

所により1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
筑後川上中流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

筑後川上中流部の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
小瀬 水位観測所 (大分県日田市)	00日00時00分の状況	XXX.X↑				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
荒瀬 水位観測所 (福岡県うきは市)	00日00時00分の状況	XXX.X↑				
	00日01時00分の予測	—				
	00日02時00分の予測	—				
	00日03時00分の予測	—				
片ノ瀬 水位観測所 (福岡県久留米市)	00日00時00分の状況	XX.X↑				
	00日01時00分の予測	XX.X				
	00日02時00分の予測	XX.X				
	00日03時00分の予測	XX.X				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	小瀬水位観測所	荒瀬水位観測所	片ノ瀬水位観測所
	大分県日田市	福岡県うきは市	福岡県久留米
レベル4水位 氾濫危険水位*	4.50	6.30	8.50
レベル3水位 避難判断水位*	4.00	5.90	7.80
レベル2水位 氾濫注意水位	3.00	5.00	6.70
レベル1水位 水防団待機水位	2.20	3.40	5.40
受け持ち区間	筑後川		
	左岸 大分県日田市から福岡県うきは市	左岸 福岡県うきは市から福岡県久留米市	左岸 福岡県久留米市から福岡県久留米市
	右岸 大分県日田市から大分県日田市	右岸 大分県日田市から福岡県朝倉市	右岸 福岡県朝倉市から福岡県久留米市
	玖珠川		
	左岸 大分県日田市から大分県日田市	—	—
	右岸 大分県日田市から大分県日田市	—	—
	庄手川		
	左岸 大分県日田市から大分県日田市	—	—
右岸 大分県日田市から大分県日田市	—	—	
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	大分県日田市○地区、 大分県日田市○○地区、 大分県日田市○○○地区、 大分県日田市□□地区、	△△県△△市○区、 △△県△△市○○区、 △△県△△市○○○区、 △△県△△市□区、 △△県□□市○×地区、 △△県□□市○○×地区、 △△県□□市□×地区、 △△県□□市□□×地区、	××県×市○地区、 ××県○市○○地区、 ××県××市○○○地区、

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報 気象庁ホームページ	http://www.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 筑後川河川事務所 防災情報課 電話：0942-33-9131（内線）526
 気象関係：気象庁 福岡管区气象台 気象防災部予報課 電話：092-725-3600

(7) 番匠川洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項に基づき、国土交通省(佐伯河川国道事務所)と気象庁(大分地方気象台)が共同して行う番匠川洪水予報は次のとおりである。

1. 番匠川洪水予報実施区域

番匠川	左岸:大分県佐伯市本匠大字波寄字川平1988番1地先の取水堰下流端から海まで 右岸:大分県佐伯市本匠大字波寄字カジヤ1251番地先の取水堰下流端から海まで
-----	--

2. 洪水予報の種類と基準

(1) 洪水予報の種類

番匠川氾濫注意情報(洪水注意報)

番匠川氾濫警戒情報(洪水警報)

番匠川氾濫危険情報(洪水警報)

番匠川氾濫発生情報(洪水警報)

(2) 洪水予報の発表基準

①氾濫注意情報(洪水注意報)は、基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき発表する。

②氾濫警戒情報(洪水警報)は、基準地点の水位が避難判断水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき又は氾濫危険水位に到達することが予想されるとき発表する。

③氾濫危険情報(洪水警報)は、基準地点の水位が氾濫危険水位に到達し、氾濫の恐れがあるとき。又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき発表する。

④氾濫発生情報(洪水警報)は、実施区域内で氾濫が発生したとき発表する。

各基準地点における発表基準の水位は次表のとおりである。

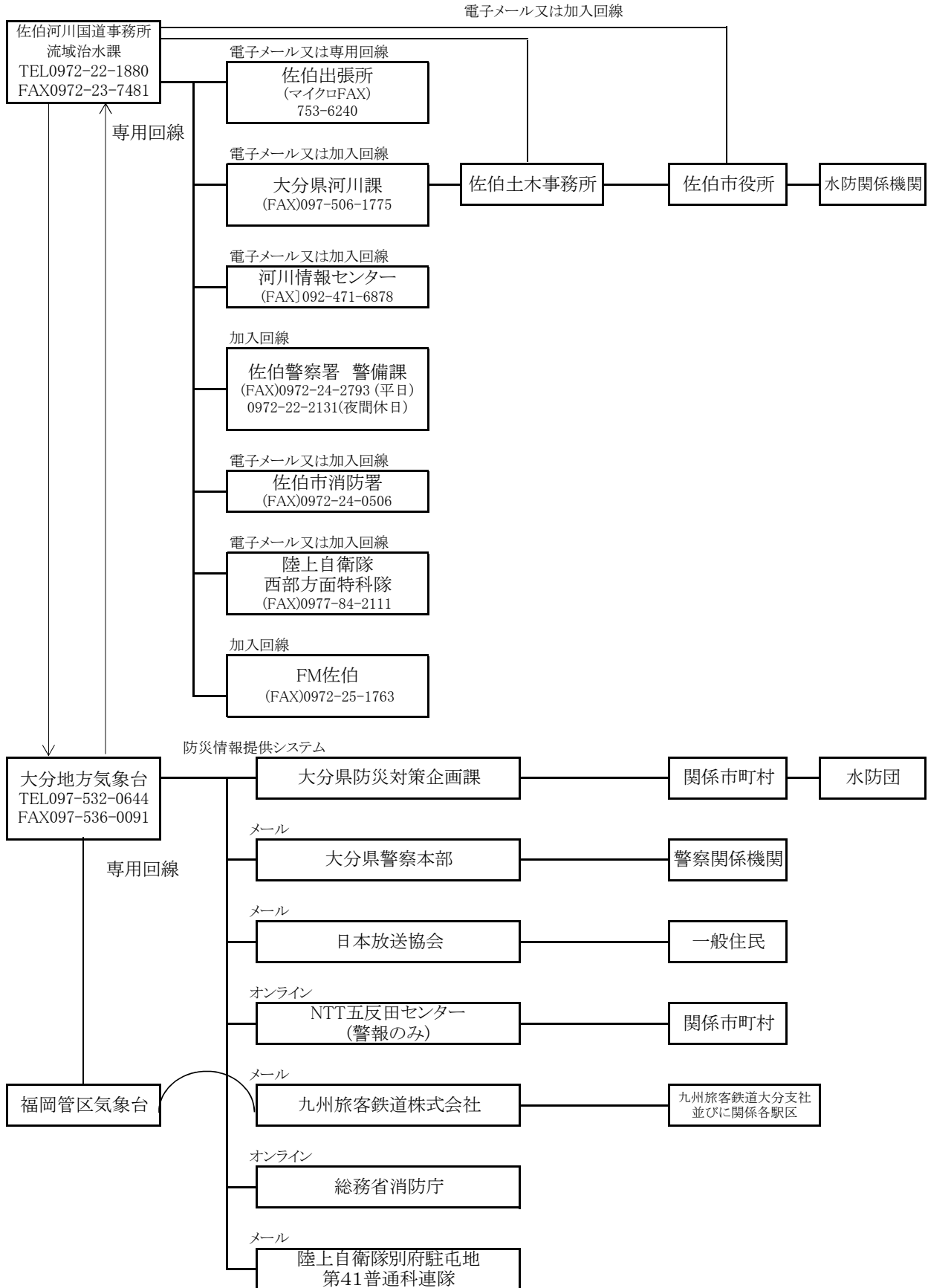
発表基準(種類)	基準地点	番匠川
		番匠橋
氾濫注意水位(注意報基準)		3.50 m
避難判断水位(警報基準)		4.90 m
氾濫危険水位(警報基準)		5.80 m

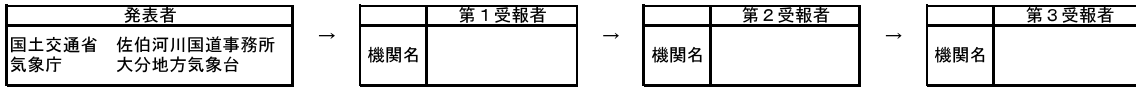
(3) 基準地点(注・警報を発表する際の基準とする水位観測所)の位置

番匠川	番匠橋	大分県佐伯市弥生大字小田
-----	-----	--------------

3. 洪水予報文は、別紙のとおりである。

4. 伝達系統





例

ばんじょうがわ
番匠川氾濫注意情報

番匠川洪水予報第〇号
洪水注意報（発表）
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
さいきかせんこくどうじむしょ おおいたちほうきしょうだい
佐伯河川国道事務所・大分地方気象台 共同発表

（見出し）

ばんじょうがわ

【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】番匠川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

（主 文）

ばんじょうがわ ばんじょうばし

さいきし

【警戒レベル2相当】番匠川の番匠橋水位観測所（佐伯市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

（雨量）

現在、雨はやんでいます。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
番匠川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

（水位）

番匠川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
番匠橋 水位観測所 (大分県佐伯市小 田)	00日00時00分の状況	XX.X↑				
	00日01時00分の予測	XX.X				
	00日02時00分の予測	XX.X				
	00日03時00分の予測	XX.X				
	00日04時00分の予測	XX.X				
	00日05時00分の予測	XX.X				
	00日06時00分の予測	XX.X				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4は、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	番匠橋水位観測所 大分県佐伯市小田		
レベル4水位 氾濫危険水位*	5.80		
レベル3水位 避難判断水位*	4.90		
レベル2水位 氾濫注意水位	3.50		
レベル1水位 水防団待機水位	2.50		
受け持ち区間	番匠川		
	左岸 大分県佐伯市女島から 大分県佐伯市本匠波寄		
	右岸 大分県佐伯市灘から 大分県佐伯市本匠波寄		
氾濫が発生した場合の 浸水想定区域	大分県佐伯市 佐伯地区、渡町台地区、佐伯東 地区、上堅田地区、鶴岡地区、弥 生上野地区、弥生切畑地区、本匠 地区		

*避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp/ https://frl.river.go.jp https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 佐伯河川国道事務所 流域治水課 電話：0972-22-1880

気象関係：気象庁 大分地方気象台 電話：097-532-2247

資料5-2 県管理河川洪水予報関係

(1) 駅館川洪水予報

水防法第10条の2第1項及び気象業務法第14条の2第3項に基づき、大分県（河川課）と気象庁（大分地方气象台）が共同して行う駅館川洪水予報は次のとおりである。

1. 駅館川洪水予報実施区域

駅館川	左岸：大分県宇佐市大字山本字ムクノ垣1735番地先から河口まで 右岸：大分県宇佐市大字上拝田字筒井735番地先から河口まで
-----	--

2. 洪水予報の種類と基準

(1) 洪水予報の種類

- 駅館川氾濫注意情報（洪水注意報）
- 駅館川氾濫警戒情報（洪水警報）
- 駅館川氾濫危険情報（洪水警報）
- 駅館川氾濫発生情報（洪水警報）

(2) 洪水予報の発表基準

- ①氾濫注意情報（洪水注意報）は、基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき発表する。
- ②氾濫警戒情報（洪水警報）は、基準地点の水位が避難判断水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき又は氾濫危険水位に到達することが予想されるとき発表する。
- ③氾濫危険情報（洪水警報）は、基準地点の水位が氾濫危険水位に到達し、氾濫の恐れがあるとき発表する。
- ④氾濫発生情報（洪水警報）は、実施区域内で氾濫が発生したとき発表する。

基準地点における発表基準の水位は次表のとおりである。

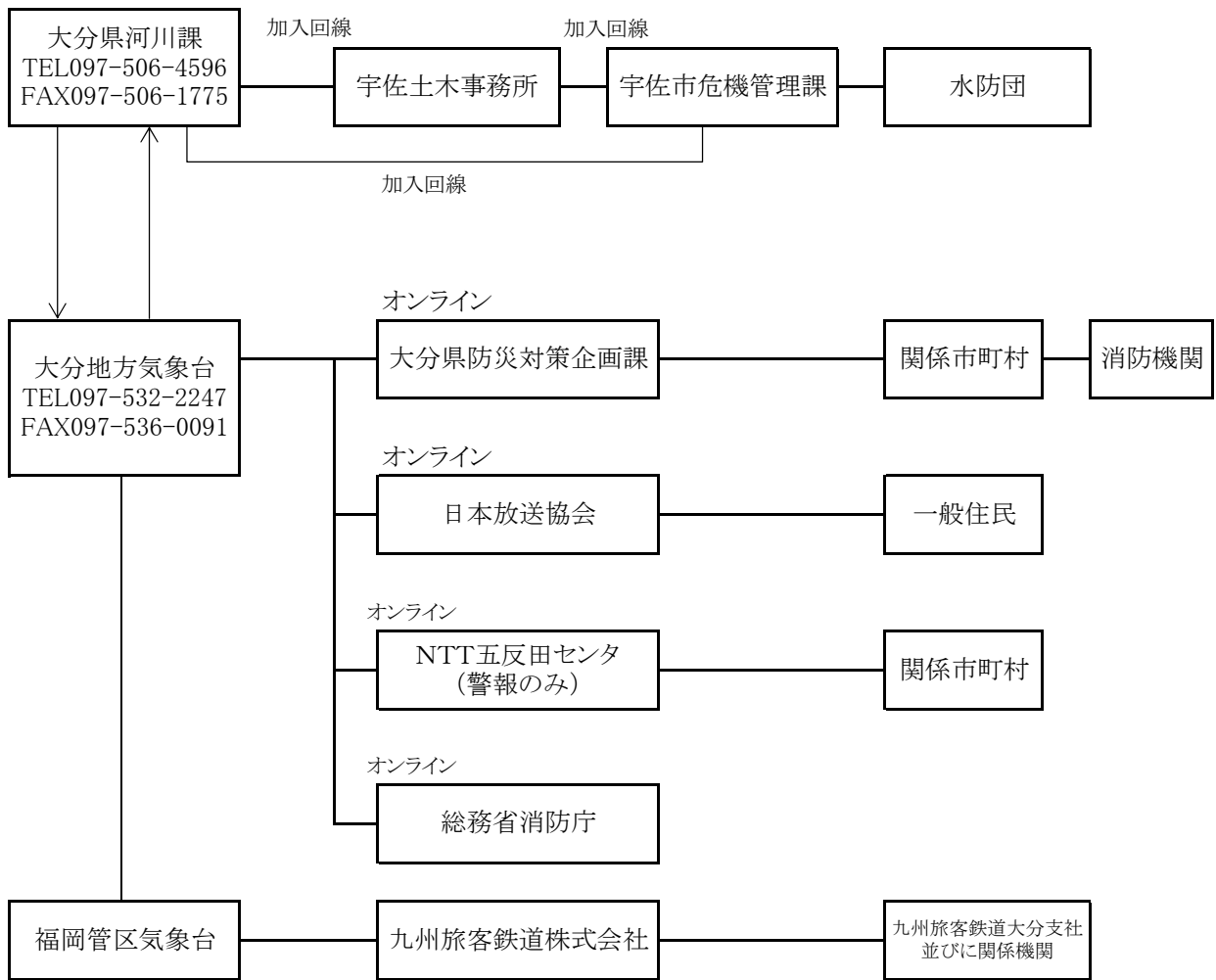
発表基準（種類）	基準地点	駅館川
		別府橋
氾濫注意水位（注意報基準）		2. 6 0 m
避難判断水位（警報基準）		3. 6 0 m
氾濫危険水位（警報基準）		4. 4 0 m

(3) 基準地点（注・警報を発表する際の基準とする水位観測所）の位置

駅館川	別府橋	宇佐市大字別府字川原561-32
-----	-----	------------------

3. 洪水予報文は、別紙のとおりである。

4. 伝達系統



駅館 川水系 駅館川 氾濫警戒情報

駅館川洪水予報第〇号
 洪水警戒(発表)
 令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
 大分県土木建築部河川課
 気象庁大分地方气象台 共同発表

(見出し)

駅館川水系 駅館川では、避難判断水位(レベル3)到達 氾濫危険水位(レベル4)に達する見込み

(主文)

駅館川の別府橋水位観測所(宇佐市)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、「避難判断水位(レベル3)」に到達しました。今後、「氾濫危険水位(レベル4)」に到達する見込みです。宇佐市では、駅館川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

(雨量)

台風第〇〇号の通過による大雨により、雨が続いています。
この雨は、所により降り続きます。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
駅館川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

番匠川の水位観測所における水位は次の通り見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)又は流量(m ³ /s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
別府橋 水位観測所 (宇佐市)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	〇.〇〇-	[Bar chart showing level 3]			
	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	〇.〇〇-	[Bar chart showing level 3]			
	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	〇.〇〇-	[Bar chart showing level 3]			
	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	〇.〇〇-	[Bar chart showing level 3]			

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

【参考】

(単位:水位(m)又は流速(m3/s))

観測所名	別府橋 水位観測所		
	宇佐市		
レベル4 氾濫危険水位※	4.40		
レベル3 避難判断水位※	3.60		
レベル2 氾濫注意水位	2.60		
レベル1 水防団待機水位	1.50		
受け持ち区間	駅館川 左岸 大分県宇佐市大字 山本字ムクノ垣17 35番地先から河口まで 右岸 大分県宇佐市大字 上拜田字筒井735 番地先から河口まで		
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	宇佐市		

※避難判断水位、氾濫危険水位:水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位からはん濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難していない住民への対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
大分県ホームページ 気象庁ホームページ	http://river.pref.oita.jp/ http://www.jma.go.jp/	http://river.pref.oita.jp/mobile/

問い合わせ先

水位関係:大分県土木建築部河川課
気象関係:気象庁 大分地方気象台

電話:097-506-4596
電話:097-532-2247

直轄河川協定事項

1 山国川

福岡県との県界は水防区域内においては河川の中心にして利害関係全然相反するも福岡県豊前土木事務所と大分県中津土木事務所との間において量水標による出水状況及び降雨状況を通知するようとりきめ、また国土交通省山国川河川事務所との連絡事項も協定済である。

2 筑後川(大分県日田市にては三隈川、玖珠郡にては玖珠川)

昭和27年5月2日福岡市九州地方建設局において各関係機関参集の上、筑後川洪水予報連絡会規約に基づき操作するよう協定した。

3 大分川、大野川

国土交通省大分河川国道事務所と大分土木事務所とで水防活動を開始する場合には両事務所は協同作業をするよう協定済である。

4 非常災害発生の場合は県下各警察署の警察電話及び警察用短波を使用するよう協定済である。

5 番匠川

国土交通省佐伯河川国道事務所と佐伯土木事務所とで水防活動を開始する場合には両事務所は互いに連絡を密にし、情報連絡体制の強化をはかり水害の防止、または軽減するため、的確な水防活動を遂行するよう協議している。

6 筑後川水系及び大野川水系

熊本県と県界は該当県管轄の地域においては、当該県の水防管理団体に管理し、相互の応援は支障のない範囲で協力する旨の協定をしている。

資料7 水位情報周知河川(特別警戒水位)

(1)山国川水系山移川特別警戒水位情報

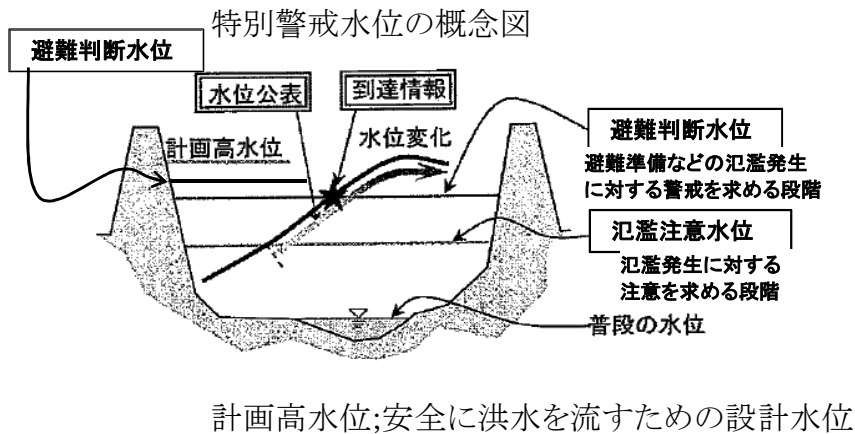
平成29年3月、山移川の耶馬溪ダム上流区間を水防警報河川に指定し、馬場観測所を基準観測所としたため、これを実施する。

(2)水位情報周知河川の実施区域

水系名	河川名	実施区域	水位観測所名
山国川	支川 山移川	左岸:大分県中津市耶馬溪町大字山移字普門寺3578番の2地先から 大分県中津市耶馬溪町大字山移字鬼ヶ畑3048番の11地先の 山移大橋まで 右岸:大分県中津市耶馬溪町大字山移字笹ヶ谷1716番地先から 大分県中津市耶馬溪町大字山移字休三馬2201の1番地先の 山移大橋まで	馬場

(3)特別警戒水位の意義

水防法改正において、住民の避難等に資する洪水情報を的確に提供するため、従来の洪水予報制度に加え、洪水予報河川以外の河川で、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により重大又は相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川、「水位情報周知河川」(十分な精度で水位予測を行うことが困難である主要な中小河川)において、「氾濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位」を氾濫危険水位(特別警戒水位)として定め、河川の水位が当該水位に達したときは、地域住民の迅速かつ的確な避難に資するよう周知を図る。

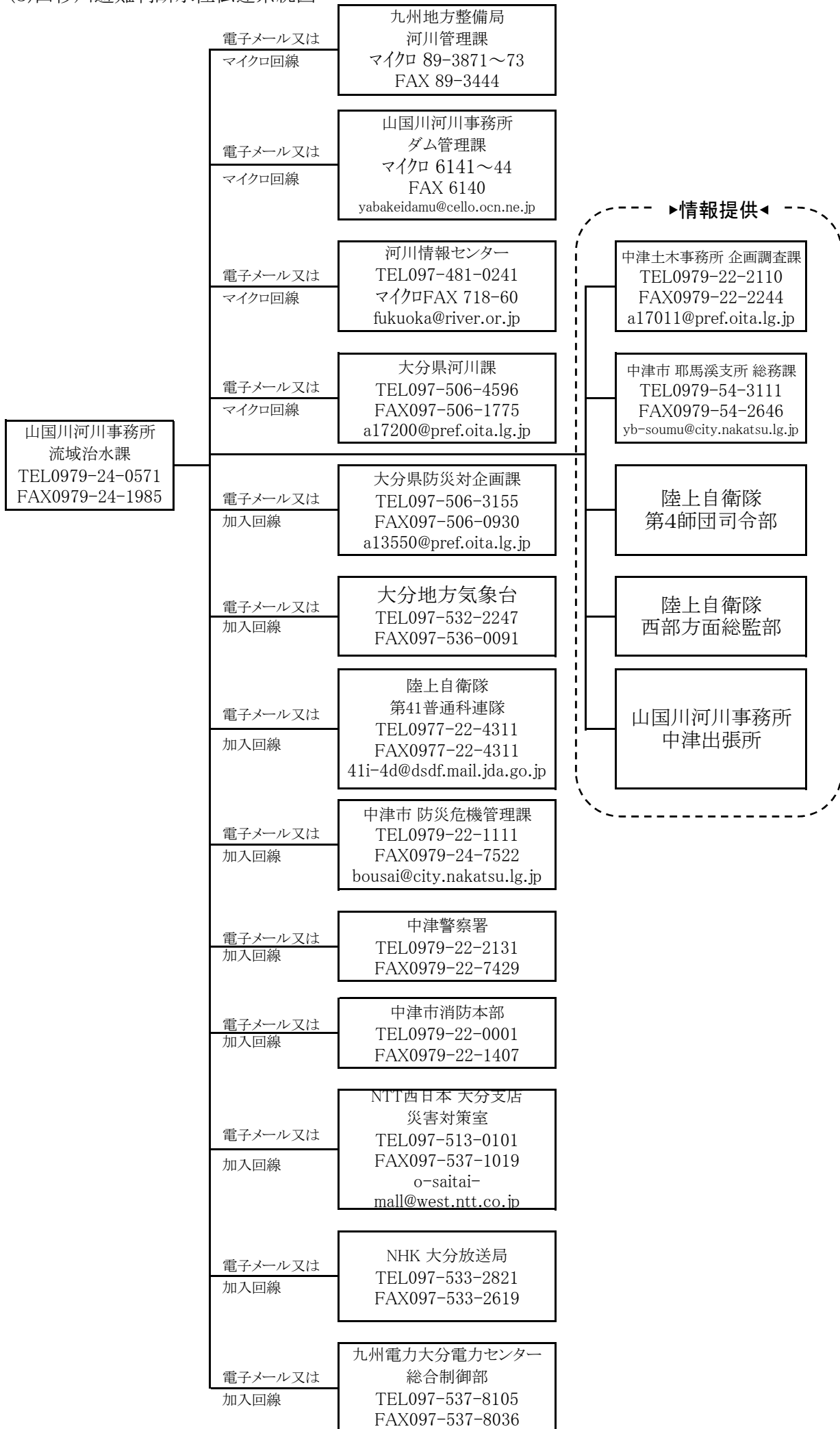


観測所名	馬場
水防団 待機水位	3.20 m
氾濫 注意水位	4.10 m
避難判断水位	4.40 m
氾濫危険水位 (特別警戒水位)	4.70 m
計画高水位	5.92 m

(4)その他

通知様式(例)及び伝達系統は別添のとおり。

(5)山移川避難判断水位伝達系統図



山移川 氾濫注意情報

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

国土交通省 山国川河川事務所 発表

(第1号)

(主 文)

【警戒レベル2相当情報[洪水]】

山移川の馬場水位観測所(中津市)では、28日08時50分頃に氾濫注意水位(4.10m)に到達しました。

洪水に関する情報に注意してください。

(参 考)

山移川 馬場水位観測所(中津市)

受け待ち区間: 山移川

左岸 : 大分県中津市耶馬溪町大字山移字普門寺3578番の2地先から

大分県中津市耶馬溪町大字山移字鬼ヶ畑3048番の11地先の山移大橋まで

右岸 : 大分県中津市耶馬溪町大字山移字笹ヶ谷1716番地先から

大分県中津市耶馬溪町大字山移字休三馬2201の1番地先の 山移大橋まで

氾濫危険水位 (相当換算水位)	4.70 m	水防法第13条で規定される特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	4.40 m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	4.10 m	氾濫発生に対する注意を求める段階

(参考資料)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp

問い合わせ先

国土交通省

山国川河川事務所

流域治水課

電話:0979-24-0571

(内線)352

(1)大分川水系賀来川特別警戒水位情報

大分川水系賀来川は、平成17年7月1日施行の水防法改正に伴い、水位情報周知河川としての指定がなされたため、これを実施する。

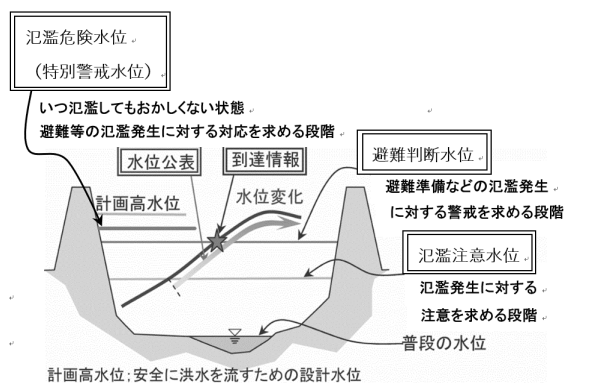
1. 水位情報周知河川の実施区域

水系名	河川名	実施区域	水位観測所名
大分川	支川 賀来川	左岸・右岸: 大分県大分市大字宮苑331番地先の宮苑井堰下流端から大分川への合流点まで	宮苑

2. 特別警戒水位の意義

水防法改正において、住民の避難等に資する洪水情報を的確に提供するため、従来の洪水予報制度に加え、洪水予報河川以外の河川で、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により重大又は相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川、「水位情報周知河川」(十分な精度で水位予測を行うことが困難である主要な中小河川)において、「氾濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位」を特別警戒水位として定め、河川の水位が当該水位に達したときは、地域住民の迅速かつ的確な避難に資するよう周知を図る。

特別警戒水位の概念図



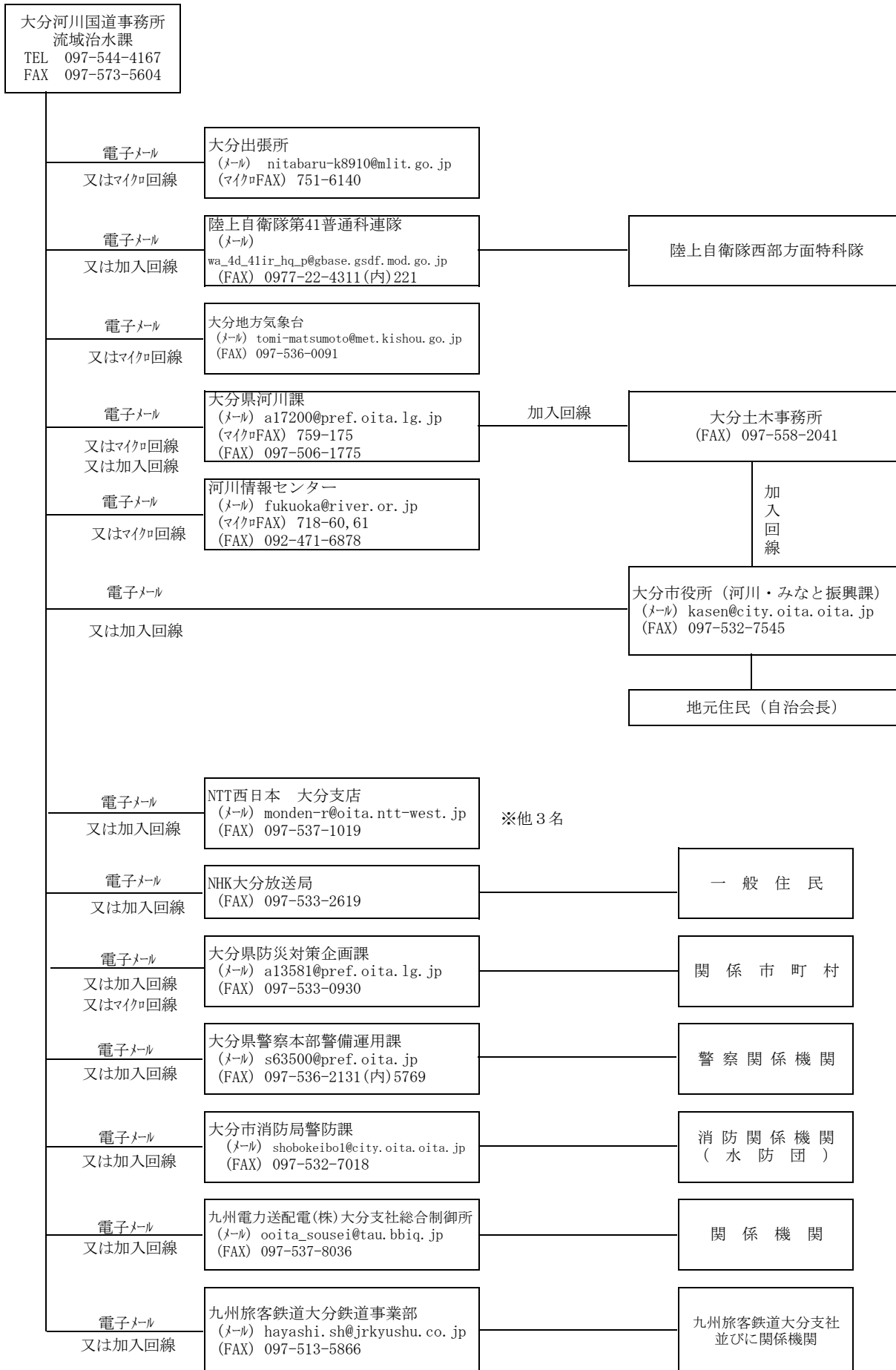
計画高水位:安全に洪水を流すための設計水位

観測所名	宮苑
水防団待機水位	1.90 m
氾濫注意水位	2.50 m
避難判断水位	2.70 m
氾濫危険水位 (特別警戒水位)	3.20 m
計画高水位	3.90 m

3. その他

通知様式(例)及び伝達系統は別添のとおり。

賀来川 水位情報周知伝達系統図



賀来川 氾濫注意情報

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
国土交通省 大分河川国道事務所 発表
(第1号)

(主 文)

【警戒レベル2相当情報[洪水]】賀来川の宮苑水位観測所(大分市)では、 日 時
分に
氾濫注意水位(2.50 m)に達しました。
洪水に関する情報に注意してください。

(参 考)

賀来川 宮苑水位観測所(大分市)

受け待ち区間: 賀来川

左岸 : 大分市宮苑(国管理区間上流端:宮苑井堰)から大分市賀来南(大分川合流点)

右岸 : 大分市東院(国管理区間上流端:宮苑井堰)から大分市東院(大分川合流点)

氾濫危険水位 (相当換算水位)	3.20 m	水防法第13条で規定される特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	2.70 m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	2.50 m	氾濫発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位: 水位観測所受持ち区間のうち、第1位危険箇所の避難判断水位、危険水位を水位観測所に換算した水位。

(参考資料)

問い合わせ先

国土交通省 大分河川国道事務所 流域治水課 電話:097-544-4167

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp

(2) 筑後川水系特別警戒水位情報

筑後川水系花月川は、平成17年7月1日施行の水防法改正に伴い、水位周知河川としての指定がなされたため、これを実施する。

1. 水位周知河川の実施区域

水系名	河川名	実施区域
筑後川	花月川	左岸 大分県日田市大字花月から幹線合流点まで
		右岸 大分県日田市大字花月から幹線合流点まで
	筑後川 (杖立川)	左岸 熊本県阿蘇郡小国町大字下城字津尾3469番の2地先から熊本県阿蘇郡小国町大字下城字杖立3323番の3地先の杖立両国橋まで
		右岸 熊本県阿蘇郡小国町大字下城字白岩4115番地先から大分県日田市天瀬町大字出口字悪敷山3952番の1地先の杖立両国橋まで

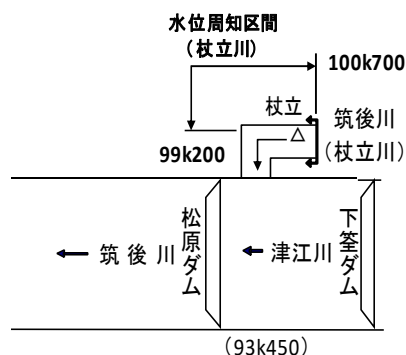
2. 特別警戒水位の意義

水防法改正において、住民の避難等に資する洪水情報を的確に提供するため、従来の洪水予報制度に加え、洪水予報河川以外の河川で、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により重大又は相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川、「水位周知河川」（十分な精度で水位予測を行うことが困難である主要な中小河川）において、「氾濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位」を氾濫危険水位（特別警戒水位）として定め、河川の水位が当該水位に達したときは、地域住民の迅速かつ的確な避難に資するよう周知を図る。

3. 避難判断水位到達情報の基準

河川名	基準地点		水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	計画高水位
花月川	花月	(大分県日田市丸山町)	0.90m	1.60m	2.20m	3.35m	4.48m
筑後川 (杖立川)	杖立	(熊本県阿蘇郡小国町下城)	4.50m	5.00m	5.30m	6.00m	—

4. 水位周知区間概略図



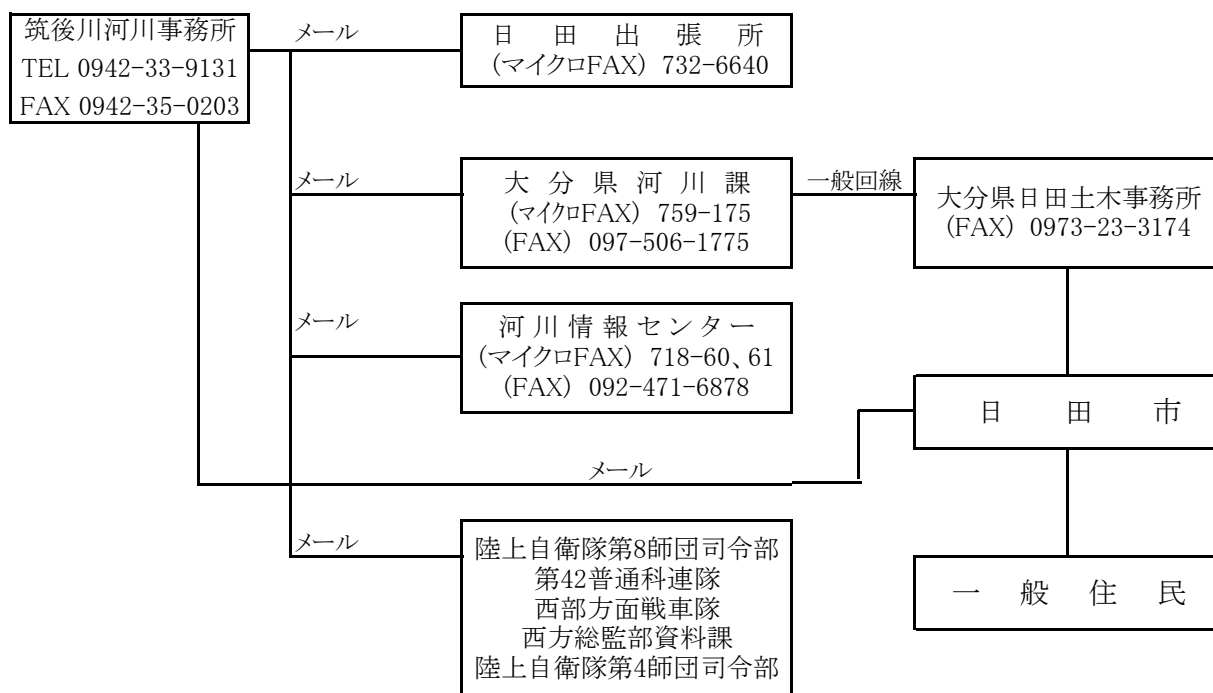
杖立川水位周知区間概略図

凡例	
△	基準地点
◄►	水位周知の範囲

5. その他

通知様式（例）及び伝達系統は別添のとおり。

情報系統



※大分県関係分のみ記載

発表者	第1受報者	第2受報者	第3受報者
国土交通省 筑後川河川事務所	機関名	機関名	機関名

正 規

花月川氾濫警戒情報

〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
 国土交通省 筑後川河川事務所発表
 (第〇〇号)

【主文】

【警戒レベル3相当情報 [洪水]】花月川の花月水位観測所（日田市）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難準備・高齢者等避難開始の発令の目安となる避難判断水位（2.20m）に到達しました。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

（参考）

花月川 花月水位観測所（日田市）

（受け持ち区間は花月川左岸：大分県日田市花月から筑後川への合流点まで、右岸：大分県日田市花月から筑後川への合流点まで）

氾濫危険水位 (相当換算水位)	3.35m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	2.20m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	1.60m	氾濫の発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位、氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先

国土交通省 筑後川河川事務所 防災情報課 電話：0942-33-9131（内線）526

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

(3) 番匠川避難判断水位情報

番匠川水系番匠川は、平成17年7月1日施行の水防法改正に伴い、水位情報周知河川としての指定がなされたため、これを実施する。

1. 水位周知河川の実施区域

水系名	河川名	実施区域
番匠川	堅田川	左岸:大分県佐伯市長良字後田2077番1地先から幹線合流点まで 右岸:大分県佐伯市長良字脇野内2040番地先から幹線合流点まで
	井崎川	左岸:大分県佐伯市弥生大字大坂本字小浪1216番地2地先から幹線合流点まで 右岸:大分県佐伯市弥生大字大坂本字ケゴヤ2363番1地先から幹線合流点まで
	久留須川	左岸:大分県佐伯市直川大字上直見字沖ノツル1729番1地先の国道橋下流端から幹線合流点まで 右岸:同上

2. 避難判断水位の意義

水防法改正において、住民の避難等に資する洪水情報を的確に提供するため、従来の洪水予報制度に加え、洪水予報河川以外の河川で、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により重大又は相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川、「水位情報周知河川」(十分な精度で水位予測を行うことが困難である主要な中小河川)において、「氾濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位」を避難判断水位として定め、河川の水位が当該水位に達したときは、地域住民の迅速かつ的確な避難に資するよう周知を図る。

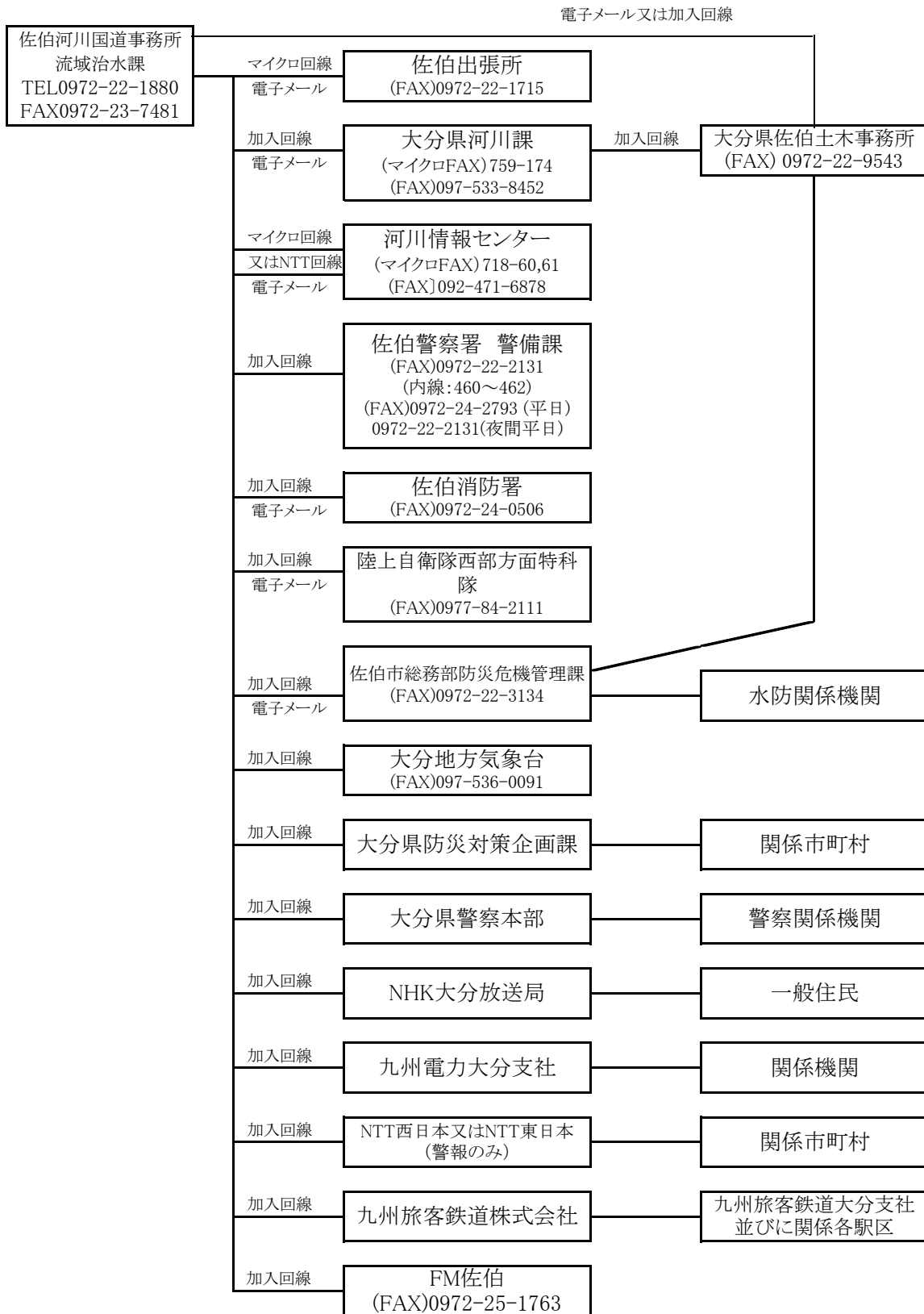
3. 避難判断水位情報の基準

河川名	基準地点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
堅田川	堅田橋(大分県佐伯市長良)	3.50 m	4.50 m	5.30 m
井崎川	蕨野橋(大分県佐伯市弥生井崎)	3.20 m	5.10 m	5.60 m
久留須川	間庭橋(大分県佐伯市直川上直見)	3.30 m	4.50 m	5.50 m

4. その他

通知様式(例)及び伝達系統は別添のとおり。

4. 番匠川避難判断水位伝達系統図



水位周知文例

井崎川氾濫警戒情報

令和〇年〇月〇日〇時〇分
国土交通省 佐伯河川国道事務所発表
(第〇号)

【主文】

【警戒レベル3相当情報 [洪水]】井崎川の蕨野橋水位観測所（佐伯市）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難準備・高齢者等避難開始の発令の目安となる避難判断水位（5.10m）に到達しました。

市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

(参考)

井崎川 蕨野橋水位観測所（佐伯市）

（受け持ち区間は 井崎橋左岸：佐伯市大坂本から佐伯市小田、右岸：佐伯市稽古屋から佐伯市上小倉）

氾濫危険水位(相当換算水位)	5.60m	水防法第13条で規定される特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状況 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	5.10m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	3.20m	氾濫発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間のうち、第1位危険箇所の避難判断水位、危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先

国土交通省 佐伯河川国道事務所 流域治水課 電話：0972-22-1880（内線）

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

ダムの操作及び箇所表

管理機関名	水系	河川名	名称	ダムの所在地	操作担当者	通信方法	摘要
国東土木事務所	安岐川	安岐川	安岐ダム	右: 大分県国東市安岐町矢川字大野 左: 大分県国東市安岐町矢川字長瀬	大分県	NTT及び防 災行政無線	デンターゲート
	田深川	横手川	行人ダム	右: 大分県国東市国東町横手字クワタハラ 左: 大分県国東市国東町横手字堂ノ迫	"	"	—
臼杵土木事務所	青江川	青江川	青江ダム	大分県津久見市大字上青江字奥山	"	"	—
	大野川	垣河内川	野津ダム	大分県臼杵市野津町垣河内字山手内	"	"	—
佐伯土木事務所	番匠川	床木川	床木ダム	右: 大分県佐伯市弥生大字床木字カマワリ 左: 大分県佐伯市弥生大字床木字コウソ	"	"	—
	"	堅田川	黒沢ダム	大分県佐伯市大字青山字黒沢	"	"	デンターゲート
竹田土木事務所	大野川	稲葉川	稲葉ダム	右: 大分県竹田市刈小野 左: 大分県竹田市久住町白丹	"	"	—
大分県企業局	五ヶ瀬川	北川	北川ダム	右: 大分県佐伯市宇目大字南田原字小日平 左: 大分県佐伯市宇目大字南田原字横手	大分県 企業局	"	デンターゲート
	大分川	芹川	芹川ダム	右: 大分県大分市大字令市字辻 左: 大分県竹田市直人町大字下田北字本田尻	"	"	ローラーゲート

資料9 公用負担権限証明書

公 用 負 担

1 公用負担権限証明書

法第28条第1項の規定により公用負担を命ずる権限を行使する水防管理者、水防団長または消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けたものであつては、次のような証明書を携行し必要のある場合にはこれを提出するものとする。

公 用 負 担 命 令 権 限 書			
			何々水防団
			何 某
上記の者に〇〇区域における水防法第路条第1項の権限行使を委任したことを証明する。			
年 月 日			
			水防管理者 何 某 (印)

2 公用負担命令票

法第28条第1項の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は原則として次の命令書を目的物の所有者管理者またこれに準ずるものに手渡し明示する

第 号	公 用 負 担 命 令 書		
目的物種類	使用	収用	処分
負担の内容			
年 月 日			
			水防管理者 何 某 (印)
殿			

資料10 水防実施の報告書
第1号様式

水防実施状況報告書 [管理団体で水防管理所
毎に作成するもの]

(作成責任者)

印

管理団体名	指定非指定の別									
水防実施時の台風又は豪雨名	報告年月日							令和 年 月 日		
水防実施箇所	所要額							人件費	手当	
日時	自至	月	日	時	時					
出動人員	水防団員	消防団員	その他	計						
	人	人	人	人						
作業の概況及び工法	工法							物件費	資材費	
	ヶ所 m								器具費	
水防の効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	合計		
	m	ha	ha	戸	m	m	人		吹・俵・麻袋	
効果	m	ha	ha	戸	m	m	人	葦		
被害	m	ha	ha	戸	m	m	人	使用資材	丸太	
									その他	
他の団体よりの応援の状況、居住者出動状況警察の援助状況								立ち退きの状況及びそれを指示した理由・水防功労者の氏名・年齢・所属その他功績概要、堤防その他の施設等の以上の有無及び緊急工事を要するものが生じた時、その場所及び損傷状況		
現場指導官公吏氏名								水防活動に関する自己批判		

水防実施状況報告書

(土木事務所 総括表)
令和 年 月 日

土木事務所名	出水の状況	水防実施箇所	水防実施の日時及 終結日時	出動人員数	水防作業の概要	水防の効果		被害	所要経費概算	
				水防団体		堤防	m	m	県費	円
				人		田	ha	ha	管理団体	
				消防団員		畑	ha	ha	計	
				人		家屋	戸	戸	人件費	
				その他		鉄道	m	m	物件費	
				人		道路	m	m	その他	
				合計					使用資材	
				人					吠・俵・麻袋	俵
									縄	kg
									丸太	本
									その他	

警報・注意報・記録的短時間大雨情報 発表基準

大雨警報・注意報発表基準一覧表

大分地方気象台
令和5年4月1日現在

発表 官署	市町村等を まとめた地域	市町村等	大 雨 警 報		大 雨 注 意 報	
			表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
大分地方 気象台	中部	大分市	24	149	14	93
		別府市	23	142	13	89
		臼杵市	25	169	18	106
		津久見市	17	175	13	110
		杵築市	15	118	9	74
		由布市	17	138	12	86
		日出町	17	133	13	83
	北部	中津市	17	116	12	90
		豊後高田市	15	112	10	87
		宇佐市	16	119	9	92
		国東市	17	124	11	96
		姫島村	21	117	12	91
	日田玖珠	日田市	14	132	11	101
		九重町	16	136	12	104
		玖珠町	13	113	9	87
	竹田市	竹田市	15	138	11	106
	佐伯市	佐伯市	24	174	15	93
	豊後大野市	豊後大野市	17	176	9	95

※土壌雨量指数基準は、1km四方ごとに設定していますが、この表では市町村内における基準の最低値を示しています。
 ※各基準値における「以上」は省略しています。

警報・注意報・記録の短時間大雨情報 発表基準

洪水警報発表基準一覧表

大分地方気象台
令和5年4月1日現在

発表官署	市町村等をまとめた地域	市町村等	洪水警報		
			流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
大分地方気象台	中部	大分市	米良川流域=5.9, 大谷川流域=6.8, 原川流域=6.7, 河原内川流域=14.3, 祓川流域=8, 住吉川流域=11.7, 丹生川流域=17.6, 本田川流域=8.7, 小猫川流域=10.9, 志生木川流域=12.3, 尾田川流域=8.8, 屋山川流域=7.9, 判田川流域=8.2, 北鼻川流域=5.1, 戸次古川流域=8.5, 今堤川流域=6.6, 尼ヶ瀬川流域=4.1	祓川流域=(11, 7.2), 大野川流域=(11, 76.8), 判田川流域=(11, 7.3), 立小野川流域=(11, 5.5), 七瀬川流域=(11, 24.9), 北鼻川流域=(11, 3.5), 戸次古川流域=(11, 7.6), 尼ヶ瀬川流域=(11, 3.3)	大野川水系[白滝橋], 大分川[府内大橋・同尻], 七瀬川[胡麻鶴]
		別府市	春木川流域=9.9, 境川流域=11.6, 朝見川流域=14.8	—	—
		臼杵市	野津川流域=28.3, 臼杵川流域=21.8, 熊崎川流域=10.4, 末広川流域=17.2, 勘場川流域=5.9, 田井ヶ迫川流域=9.6, 左津留川流域=10.1, 佐志生川流域=6.8, 海添川流域=7.3, 温井川流域=2.6	臼杵川流域=(11, 19.6), 熊崎川流域=(11, 8.7), 末広川流域=(11, 14.8), 勘場川流域=(11, 5.3), 左津留川流域=(11, 8.4), 佐志生川流域=(11, 6.1), 海添川流域=(11, 6.9), 温井川流域=(11, 2)	—
		津久見市	青江川流域=17.7, 津久見川流域=16.4	津久見川流域=(10, 14.7)	—
		杵築市	桂川流域=12.2, 高山川流域=14.9, 石丸川流域=7.9, 立石川流域=13.2, 溝井川流域=6.7, 八坂川流域=14.5	石丸川流域=(7, 7.1), 立石川流域=(7, 9.4), 八坂川流域=(13, 13)	—
		由布市	芹川流域=28.6, 小狭間川流域=16.3, 阿蘇野川流域=20.7, 白滝川流域=8.6, 由布川流域=15.2, 大分川流域=41.2, 小槐木川流域=6.5, 平川流域=5, 宮川流域=3.2, 花合野川流域=11	白滝川流域=(10, 7.7), 大分川流域=(10, 37), 宮川流域=(10, 2.6)	大分川[同尻]
		日出町	金井田川流域=10.1, 三川流域=13.1	—	—
	北部	中津市	跡田川流域=18.3, 津民川流域=15.9, 金吉川流域=10, 長尾野川流域=7.6, 蛸瀬川流域=4.4, 犬丸川流域=18.4, 五十石川流域=8.1	津民川流域=(9, 12.2), 金吉川流域=(9, 9), 長尾野川流域=(9, 6.8), 五十石川流域=(11, 7.2), 山国川流域=(9, 37.8)	山国川上流部[柿坂], 山国川下流部[下唐原]
		豊後高田市	寄藻川流域=18.4, 桂川流域=22.9, 真玉川流域=9.9, 竹田川流域=7.6, 都甲川流域=12.8	桂川流域=(7, 20.8), 真玉川流域=(7, 8.2), 竹田川流域=(11, 6.8)	—
		宇佐市	津房川流域=33, 恵良川流域=25.5, 深見川流域=22.6, 釜ノ口川流域=9.3, 高並川流域=7.9, 院内川流域=7.4, 伊呂波川流域=15.2, 寄藻川流域=13, 向野川流域=10	津房川流域=(10, 29.7), 院内川流域=(8, 6.6)	駅館川水系駅館川[別府橋]
		国東市	伊美川流域=13.7, 櫛来川流域=7, 岐部川流域=7, 田深川流域=9.4, 武蔵川流域=14.7, 安岐川流域=15.8, 荒木川流域=8, 吉松川流域=5.1	伊美川流域=(9, 10.5), 岐部川流域=(9, 6.2), 武蔵川流域=(9, 12.2), 荒木川流域=(9, 7.2)	—
		姫島村	—	—	—
	日田玖珠	日田市	花月川流域=22, 串川流域=8.6, 高瀬川流域=15, 赤石川流域=15.8, 有田川流域=6.8, 求来里川流域=4.8, 小野川流域=11.4, 渡里川流域=3.9, 吾々路川流域=6.6, 大肥川流域=22.4, 鶴河内川流域=11.8	花月川流域=(8, 19.8), 有田川流域=(8, 6.1), 求来里川流域=(10, 4.3), 小野川流域=(8, 10.2), 筑後川流域=(8, 54.1), 玖珠川流域=(8, 37.8), 大肥川流域=(8, 19.5), 鶴河内川流域=(8, 10.6)	筑後川上中流部[小湖]
		九重町	玖珠川流域=35.7, 松木川流域=18, 野上川流域=18.9, 町田川流域=17.2, 鳴子川流域=14.1	—	—
		玖珠町	玖珠川流域=44.9, 浦河内川流域=8.2, 太田川流域=10.6, 森川流域=13.1	森川流域=(8, 11.7)	—
	竹田市	竹田市	芹川流域=17.6, 濁淵川流域=9.5, 稲葉川流域=22.8, 玉来川流域=32.4, 緒方川流域=20, 神原川流域=17.9, 矢倉川流域=6.8, 滝水川流域=23.3, 大野川流域=32.4	濁淵川流域=(8, 7.5), 稲葉川流域=(8, 20.5), 玉来川流域=(8, 29.1), 緒方川流域=(15, 18), 矢倉川流域=(8, 6.1), 滝水川流域=(8, 20.9), 大野川流域=(8, 29.1)	—
	佐伯市	佐伯市	堅田川流域=32.3, 堤内川流域=11.8, 井崎川流域=16, 久留須川流域=25, 山口川流域=15.2, 市園川流域=18.4, 正金川流域=11.3, 河内川流域=7.3, 大内川流域=9.3, 門前川流域=8.2, 床木川流域=16.8, 炭崎川流域=3.9	堤内川流域=(12, 10.6), 井崎川流域=(12, 14.4), 久留須川流域=(12, 22.5), 山口川流域=(12, 13.6), 番匠川流域=(12, 42.2), 正金川流域=(12, 10.1), 河内川流域=(12, 7.3), 門前川流域=(12, 7), 床木川流域=(12, 15.7)	番匠川[番匠橋]
	豊後大野市	豊後大野市	柴北川流域=16.6, 茜川流域=15.3, 三重川流域=15, 奥岳川流域=45.2, 平井川流域=11.6, 緒方川流域=32.6, 清田川流域=5.6, 大野川流域=63.6, 小賀川流域=5.6, 真竹川流域=8.2, 秋葉川流域=5	茜川流域=(8, 14.1), 大野川流域=(8, 57.2), 小賀川流域=(8, 5)	—

※複合基準は(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

※流域雨量指数基準及び複合基準は、1km四方ごとに設定していますが、この表では主要な河川における代表地点の基準値を示しています。

※各基準値における「以上」は省略しています。

警報・注意報・記録の短時間大雨情報 発表基準

洪水注意報発表基準一覧表

大分地方気象台
令和6年4月1日現在

発表官署	市町村等をまとめた地域	市町村等	洪水注意報		
			流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
大分地方気象台	中部	大分市	米良川流域=4.7, 大谷川流域=5.4, 原川流域=5.3, 河原内川流域=11.4, 祇川流域=6.4, 住吉川流域=9.3, 丹生川流域=14, 本田川流域=6.9, 小猫川流域=8.7, 志生木川流域=9.8, 尾田川流域=7, 屋山川流域=6.3, 判田川流域=6.5, 北鼻川流域=4, 戸次古川流域=6.8, 今堤川流域=5.2, 尼ヶ瀬川流域=3.2	大谷川流域=(7, 4.2), 祇川流域=(7, 6.4), 住吉川流域=(7, 9.3), 本田川流域=(7, 5.7), 小猫川流域=(7, 6.4), 大野川流域=(11, 68.3), 乙津川流域=(7, 7.9), 判田川流域=(7, 6.5), 立小野川流域=(7, 4.9), 七瀬川流域=(7, 22.1), 北鼻川流域=(7, 3.2), 戸次古川流域=(7, 6.8), 尼ヶ瀬川流域=(7, 3)	大野川水系〔白滝橋〕, 大分川〔府内大橋・同尻〕, 七瀬川〔胡麻鶴〕
		別府市	春木川流域=7.9, 境川流域=9.2, 朝見川流域=11.8	—	—
		臼杵市	野津川流域=22.6, 臼杵川流域=17.4, 熊崎川流域=8.3, 末広川流域=13.7, 勘場川流域=4.7, 田井ヶ迫川流域=7.6, 左津留川流域=8, 佐志生川流域=5.4, 海添川流域=5.8, 温井川流域=2	野津川流域=(7, 22.6), 臼杵川流域=(11, 13.9), 熊崎川流域=(7, 7.8), 末広川流域=(7, 13.3), 勘場川流域=(11, 4.7), 田井ヶ迫川流域=(7, 7.5), 左津留川流域=(7, 7.6), 佐志生川流域=(7, 5.4), 海添川流域=(7, 5.8), 温井川流域=(7, 1.8)	—
		津久見市	青江川流域=14.1, 津久見川流域=13.1	津久見川流域=(6, 13.1)	—
		杵築市	桂川流域=9.7, 高山川流域=11.9, 石丸川流域=4.2, 立石川流域=10.5, 溝井川流域=5.3, 八坂川流域=11.6	高山川流域=(7, 9.5), 石丸川流域=(5, 3.9), 立石川流域=(5, 8.5), 溝井川流域=(5, 5.3), 八坂川流域=(7, 11.6)	—
		由布市	芹川流域=22.8, 小狭間川流域=13, 阿蘇野川流域=16.5, 白滝川流域=6.8, 由布川流域=12.1, 大分川流域=32.9, 小櫛木川流域=5.2, 平川流域=4, 宮川流域=2.5, 花合野川流域=8.8	白滝川流域=(6, 6.8), 大分川流域=(10, 32.9), 宮川流域=(6, 2.2)	大分川〔同尻〕
	日出町	金井田川流域=8, 三川流域=10.4	金井田川流域=(10, 6.4)	—	
	北部	中津市	跡田川流域=14.6, 津民川流域=12.7, 金吉川流域=8, 長尾野川流域=6, 蛸瀬川流域=3.5, 大丸川流域=14.7, 五十石川流域=6.4	津民川流域=(8, 11), 金吉川流域=(9, 8), 長尾野川流域=(9, 4.8), 蛸瀬川流域=(8, 2.4), 大丸川流域=(8, 7.7), 五十石川流域=(8, 6.2), 山国川流域=(9, 33.6)	山国川上流部〔柿坂〕, 山国川下流部〔下唐原〕
		豊後高田市	寄藻川流域=14.7, 桂川流域=18.3, 真玉川流域=7.9, 竹田川流域=6, 都甲川流域=10.2	桂川流域=(5, 18.3), 真玉川流域=(7, 6.3), 竹田川流域=(7, 4.8)	—
		宇佐市	津房川流域=26.4, 恵良川流域=20.4, 深見川流域=18, 釜ノ口川流域=7.4, 高並川流域=6.3, 院内川流域=5.9, 伊呂波川流域=12.1, 寄藻川流域=10.4, 向野川流域=8	津房川流域=(9, 21.1), 恵良川流域=(5, 20.4), 深見川流域=(5, 18), 高並川流域=(9, 5), 院内川流域=(5, 5.9)	駅館川水系駅館川〔別府橋〕
国東市		伊美川流域=10.9, 櫛来川流域=5.6, 岐部川流域=5.6, 田深川流域=7.5, 武蔵川流域=11.7, 安岐川流域=12.6, 荒木川流域=6.4, 吉松川流域=4	伊美川流域=(6, 9.5), 櫛来川流域=(10, 4.5), 岐部川流域=(9, 5.6), 武蔵川流域=(6, 11), 安岐川流域=(10, 10), 荒木川流域=(9, 5.1)	—	
姫島村		—	—	—	
日田玖珠	日田市	花月川流域=17.6, 串川流域=6.2, 高瀬川流域=12, 赤石川流域=12.6, 有田川流域=5.4, 求来里川流域=3.8, 小野川流域=9.1, 渡里川流域=3, 吾々路川流域=5.2, 大肥川流域=17.9, 鶴河内川流域=9.4	花月川流域=(8, 14.1), 串川流域=(9, 5), 有田川流域=(8, 5.4), 求来里川流域=(9, 3), 小野川流域=(8, 7.3), 筑後川流域=(8, 48.1), 玖珠川流域=(8, 33.6), 渡里川流域=(9, 2.2), 大肥川流域=(5, 17.6), 鶴河内川流域=(5, 9.4)	筑後川上中流部〔小瀬〕	
	九重町	玖珠川流域=28.5, 松木川流域=14.4, 野上川流域=15.1, 町田川流域=13.7, 鳴子川流域=11.2	野上川流域=(6, 15.1), 鳴子川流域=(8, 8.4)	—	
	玖珠町	玖珠川流域=35.9, 浦河内川流域=6.5, 太田川流域=8.4, 森川流域=10.4	森川流域=(5, 10.4)	—	
竹田市	竹田市	芹川流域=14, 濁瀬川流域=7.6, 稲葉川流域=18.2, 玉来川流域=25.9, 緒方川流域=16, 神原川流域=14.3, 矢倉川流域=5.4, 滝水川流域=18.6, 大野川流域=25.9	濁瀬川流域=(5, 6.8), 稲葉川流域=(8, 14.6), 玉来川流域=(5, 25.9), 緒方川流域=(9, 16), 神原川流域=(5, 14.3), 矢倉川流域=(5, 5.4), 滝水川流域=(5, 18.6), 大野川流域=(5, 25.9)	—	
佐伯市	佐伯市	堅田川流域=25.8, 堤内川流域=9.4, 井崎川流域=12.8, 久留須川流域=20, 山口川流域=12.1, 市園川流域=14.7, 正金川流域=9, 河内川流域=5.8, 大内川流域=7.4, 門前川流域=6.5, 床木川流域=13.4, 炭崎川流域=3.1	堅田川流域=(7, 25.8), 堤内川流域=(7, 9.4), 井崎川流域=(7, 12.8), 久留須川流域=(12, 16), 山口川流域=(12, 12.1), 市園川流域=(12, 13.9), 番匠川流域=(7, 36.7), 正金川流域=(7, 9), 河内川流域=(12, 5.8), 門前川流域=(7, 5.8), 床木川流域=(7, 13.4), 炭崎川流域=(7, 2.7)	番匠川〔番匠橋〕	
豊後大野市	豊後大野市	柴北川流域=13.2, 茜川流域=12.2, 三重川流域=12, 奥岳川流域=36.1, 平井川流域=9.2, 緒方川流域=26, 清田川流域=4.4, 大野川流域=50.8, 小賀川流域=4.4, 真竹川流域=6.5, 秋葉川流域=4	茜川流域=(5, 12.2), 奥岳川流域=(5, 27.1), 平井川流域=(9, 7.4), 緒方川流域=(5, 26), 清田川流域=(5, 4.4), 大野川流域=(7, 39.8), 小賀川流域=(8, 3.5), 秋葉川流域=(5, 4)	—	

※複合基準は（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。
 ※流域雨量指数基準及び複合基準は、1km四方ごとに設定していますが、この表では主要な河川における代表地点の基準値を示しています。
 ※各基準値における「以上」は省略しています。

警報・注意報・記録的短時間大雨情報 発表基準

大分地方気象台
令和5年4月1日現在

高潮警報・注意報

対象市町村	警報基準	注意報基準
大分市	2.1m	1.4m
別府市	2.1m	1.4m
臼杵市	2.1m	1.4m
津久見市	2.1m	1.4m
杵築市	2.1m	1.4m
日出町	2.1m	1.4m
中津市	3.1m	2.1m
豊後高田市	2.5m	2.1m
宇佐市	3.1m	2.1m
国東市	2.5m	2.1m
姫島村	2.5m	2.1m
佐伯市	2.1m	1.4m

*各基準値における「以上」は省略しています。

暴風警報・強風注意報・波浪警報

市町村を まとめた地域	対象市町村	暴風警報 (平均風速)	強風注意報 (平均風速)	波浪警報 (有義波高)
中部	大分市	20m/s	12m/s	3.0m
	別府市	20m/s	12m/s	3.0m
	臼杵市	20m/s	12m/s	3.0m
	津久見市	20m/s	12m/s	3.0m
	杵築市	20m/s	12m/s	3.0m
	由布市	20m/s	12m/s	-
	日出町	20m/s	12m/s	3.0m
北部	中津市	20m/s	12m/s	3.0m
	豊後高田市	20m/s	12m/s ※	3.0m
	宇佐市	20m/s	12m/s	3.0m
	国東市	20m/s	12m/s	3.0m
	姫島村	20m/s	12m/s	3.0m
日田玖珠	日田市	20m/s	12m/s	-
	九重町	20m/s	12m/s	-
	玖珠町	20m/s	12m/s	-
竹田市	竹田市	20m/s	12m/s	-
佐伯市	佐伯市	20m/s	12m/s	5.0m
豊後大野市	豊後大野市	20m/s	12m/s	-

※豊後高田(アメダス)の観測値は14m/sを目安とします。

※警報名欄の()内は基準となる気象要素などを示します。

記録的短時間大雨情報

対象市町村	記録的短時間大雨情報	
大分県全域	1時間	110mm

*各基準値における「以上」は省略しています。

津波警報・注意報

種類	発表される津波の高さ	
	数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表
大津波警報	5m、10m、10m超	巨大
津波警報	3m	高い
津波注意報	1m	(表記しない)

資料12 大分県水防信号区分表

大分県水防信号規程

(趣 旨)

第1条 この規定は、水防法(昭和24年法律第193号以下「法」という。)の規定に基づき水防に関し必要な事項を定めるものとする。

(標 識)

第2条 法第18条の標識は、第一号様式とする。

(区分及び方法)

第3条 法第20条第1項の規定による水防信号は次の表に定める区分及び方法に従って発する。

方法 区分	種 別	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	氾濫注意水位1. :達したとき を知らせるとき	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 ○— 休止 ○— 約15秒 約5秒 休止 ○—
第2信号	水防団員及び消防機関に属するもの の全員が出動すべきことを知らせるとき	○○—○○○— ○○○—○○	約5秒 約6秒 約5秒 ○— 休止 ○—
第3信号	出該水防管理団体の区域内に居住するもの が出動すべきことを知らせるとき	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 約5秒 約10秒 ○— 休止 ○— 約5秒 約10秒 休止 ○—
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退きを 知らせるとき	乱 打	約1分 約5秒 約1分 ○— 休止 ○—

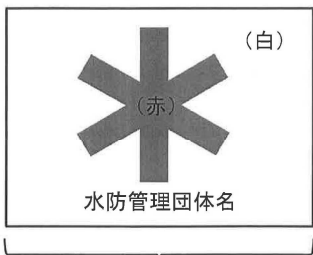
- 備 考
- 1 信号は適宜の時間継続すること。
 - 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用する事を妨げない。
 - 3 危険が去ったときは口頭伝達により周知される。

(身分証票)

第4条 水防法第49条第2項の規定による大分県の職員の身分を示す証票は、第二号様式とする。

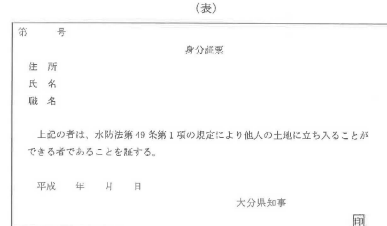
第一号様式及び第二号様式を次のように定める。

第1号様式 (第2条関係)

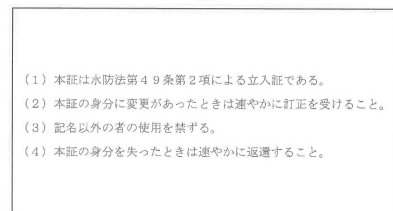


約 90 センチメートル

第2号様式 (第4条関係)



(裏)



雨量観測所一覧表

気象庁

観測所名	対象水系名	設置場所			標高 (m)	電話番号	適用
		郡市	町村	大字			
大分	大分川	大分		長浜町	5	(097)-532-0644	大分地方气象台
武蔵	沿岸	国東	武蔵	糸原	5	〃	〃
日田	筑後川	日田		三本松	83	〃	〃
国見	沿岸	国東	国見	中	53	〃	〃
中津	沿岸	中津		定留	12	〃	〃
豊後高田	桂川	豊後高田		呉崎	5	〃	〃
院内	駅館川	宇佐	院内	山城	90	〃	〃
杵築	八坂川	杵築		本庄	5	〃	〃
玖珠	筑後川	玖珠	玖珠	帆足	331	〃	〃
湯布院	大分川	由布	湯布院	川南	435	〃	〃
犬飼	大野川	豊後大野	犬飼	田原	121	〃	〃
竹田	稲葉川	竹田		会々	261	〃	〃
佐伯	番匠川	佐伯		剣崎	2	〃	〃
宇目	市園川	〃	宇目	重岡	200	〃	〃
蒲江	沿岸	〃	蒲江	蒲江浦	2	〃	〃
耶馬溪	山国川	中津	耶馬溪	大島	100	〃	〃
臼杵	熊崎川	臼杵		諏訪	30	〃	〃
佐賀関	沿岸	大分		佐賀関	1	〃	〃
椿ヶ鼻	筑後川	日田	前津江	大野	843	〃	〃

国土交通省大分河川国道事務所

支 部 名	観測所名	水 系 名	設 置 場 所			標 高 (m)	自動 別 普通	摘 要
			郡 市	町 村	大 字			
国土交通省 大分河川国道	由布院	大分川	由布	湯布院	川上	473	テレメータ 自記	
〃	阿蘇野	〃	〃	庄内	阿蘇野	532	〃	
〃	小野屋	〃	〃	〃	西長宝	146	〃	
〃	長湯	〃	竹田	直入	長湯	492	〃	
〃	合棚	〃	別府		東山	560	〃	
〃	今市	〃	大分		今市	485	〃	
〃	大分	〃	〃		光吉	19	〃	
〃	野尻	大野川	熊本県阿蘇郡	高森	津留	760	〃	
〃	田尻	〃	〃	産山	田尻	789	〃	
〃	波野	〃	熊本県阿蘇	波野	小園	681	〃	
〃	栢木	〃	竹田	久住	栢木	624	〃	
〃	竹田	〃	〃		竹田	237	〃	
〃	宮砥	〃	〃		次倉	397	〃	
〃	長谷川	〃	豊後大野	緒方	小原	292	〃	
〃	久部	〃	〃	三重	大白谷	226	〃	
〃	吉田	〃	臼杵	野津	吉田	95	〃	
〃	中土師	〃	豊後大野	大野	中土師	239	〃	
〃	中戸次	〃	大分		中戸次	29	〃	
〃	鶴崎橋	〃	〃		志村	14	〃	

国土交通省山国川河川事務所

支 部 名	観測所名	水 系 名	設 置 場 所			標 高 (m)	自動 別 普通	摘 要
			郡 市	町 村	大 字			
国土交通省 山国川河川	中津	山国川	中津		外馬場	4	テレメータ 自記	
〃	樋田	〃	〃	本耶馬溪	樋田	50	〃	
〃	大野	〃	〃	耶馬溪	大野	180	〃	
〃	小原井	〃	〃	山国	槻木	351	〃	
〃	東谷	〃	〃	本耶馬溪	東谷	180	〃	
〃	下郷	〃	〃	耶馬溪	樋山路	140	〃	
〃	吉野	〃	〃	山国	平小野	222	〃	
〃	古後	〃	〃	玖珠	古後	400	〃	
〃	耶馬溪ダム	〃	〃	耶馬溪	柿坂	177	〃	
〃	馬場	〃	〃	〃	深耶馬	184	〃	
〃	岩屋	〃	〃	〃	〃	442	〃	
〃	家籠	〃	〃	〃	〃	434	〃	
〃	鳥屋	〃	玖珠	玖珠	太田	439	〃	

国土交通省佐伯河川国道事務所

支 部 名	観測所名	水 系 名	設 置 場 所			標 高 (m)	自 動 普 通 別 自 記	摘 要
			郡 市	町 村	大 字			
国土交通省 大分河川国道	佐 伯	番匠川	佐 伯	長島町		15	テレメータ 自 記	佐伯(0972) 22-1880
"	因 尾	"	"		堂ノ間	99	"	"
"	青 山	"	"		青 山	28	"	"
"	宇藤木	"	"		尺 間	106	"	"
"	直 川	"	"		赤 木	65	"	"

国土交通省筑後川河川事務所

支 部 名	観測所名	水 系 名	設 置 場 所			標 高 (m)	自 動 普 通 別 自 記	摘 要
			郡 市	町 村	大 字			
国土交通省 筑後川河川	三 隈	筑後川	日 田		中ノ島	101	テレメータ 自 記	日田出張所
"	花 月	"	"		西有田	400	"	
"	横 畑	"	"		日ノ本	180	"	
筑後川ダム 統合管理事務所	鯛 生	"	"	中津江	合 瀬	500	"	
筑後川ダム 統合管理事務所	栃 野	"	"	"	栃 野	355	"	*筑後川ダム 統合管理事務所
"	雉 谷	"	"	上津江	上野田	590	"	
国土交通省 筑後川河川	大 野	"	"	前津江	大 野	480	"	前津江中学校前
"	鶴河内	"	"		鶴河内	370	"	
筑後川ダム 統合管理事務所	松 原	"	"	大 山	西大山	287.5	"	*筑後川ダム 統合管理事務所
国土交通省 筑後川河川	寺 床	"	玖 珠	九 重	野 上	850	"	
"	野 上	"	"	"	右 田	450	"	
"	釜ノ口	"	"	"	田 野	810	"	
"	中 塚	"	"	玖 珠	山 下	640	"	
"	山 浦	"	"	"	山 浦	580	"	
"	竹 中	"	"	"	戸 畑	320	"	